

## 別添 関係資料集及び各種様式集

### 1 関係資料集

資料1	高病原性鳥インフルエンザ啓発リーフレット	1
資料2	病性鑑定材料送付に係る手続き	2
資料3	関係者名簿	12
資料4	高病原性鳥インフルエンザQ&A	14
資料5	ワクチンの使用について	19

### 2 各種様式集

様式1-1	鳥インフルエンザ現地防疫対策本部 各班名簿	20
様式1-2	鳥インフルエンザ支援対策本部 各班名簿	22
様式2	地域鳥インフルエンザ対策会議設置の通知(文例)	25
様式3-1	高病原性鳥インフルエンザモニタリング実施成績	27
様式3-2	定点モニタリングにおける選定農場の概要	28
様式3-3	強化モニタリングにおける選定農場の概要	29
様式4-1	高病原性鳥インフルエンザに係るモニタリング	30
様式4-2	高病原性鳥インフルエンザモニタリング実施報告	31
様式5	異常家さん等の通報の聞き取り様式	32
様式6	異常家さん等の届出を受けた際の報告	34
様式7	異常家さんの症状等に関する報告	36
様式8	異常家さん飼養農場に関する疫学情報等の報告	37
様式9	高病原性鳥インフルエンザを疑う事例について	39
様式10	移動制限の告示	40
様式11	高病原性(低病原性)鳥インフルエンザの発生通知	41
様式12	家畜集合施設の開催等の制限の告示	43
様式13	制限区域設定の通知	44
様式14	移動制限のお知らせ	45
様式15	家さん飼養者及び住民への放送用原稿	46
様式16	広報原稿	47
様式17	消毒命令	49
様式18	鳥インフルエンザ防疫作業事前調査票	50
様式19	搬出資材一覧表	54
様式20	発生の表示	55
様式21	立入禁止の掲示	56
様式22	発生農場等の防疫措置状況	57

様式23	死亡・殺処分記録簿	58
様式24-1	殺処分疑似患畜評価書	59
様式24-2	埋却物品評価書	60
様式25	動物評価意見具申書	61
様式26	鶏評価記録野帳	62
様式27	物品評価意見具申書	63
様式28	汚染物品評価記録野帳	64
様式29	評価人依頼書	65
様式30	へい殺畜等手当金等交付申請書	66
様式31	手当金等交付一覧表	67
様式32	焼却（埋却）報告書	68
様式33	委任状	69
様式34	請求書	70
様式35	と殺指示書	72
様式36	食鳥関係事業者の皆様へ	73
様式37	搬出制限の例外に伴う協議について	74
様式38	道路占用許可申請（協議）書	75
様式39	道路占用料免除申請について	76
様式40	道路使用許可申請書	77
様式41	道路工事届	78
様式42	道路通行止申請書	79
様式43	車両消毒確認書	80
様式44	車両消毒台数報告書	81
様式45	消毒実施状況	82
様式46	追跡調査表（報告書）	83
様式47	家族行動調査表	84
様式48	発生場所へ出入りしたヒトの行動表	85
様式49	発生場所からの家禽等及び物品の移動状況調べ	86
様式50	追跡班編制表	87
様式51	死亡家きん確認報告	88
様式52	立入検査台帳	89
様式53	鳥インフルエンザ立入検査集計表	90
様式54	鶏インフルエンザ検査採材野帳	91

## 資料1 高病原性鳥インフルエンザ啓発リーフレット

### ニワトリ等を飼養されている皆様へ！！

新聞報道等で、すでにご存じのことと思いますが、平成〇年〇月〇日、〇都道府県で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

現時点では熊本県内では、異常なニワトリ等は見つかっていません。  
ニワトリ等を飼養されている家庭におかれましては、以下の点に注意して下さい。

#### 1 最近の本県での発生状況

平成26年 4月 熊本県球磨郡多良木町で発生

平成28年12月 熊本県玉名郡南関町で発生

(平成H28年度は、国内で9道県、12例発生)

#### 2 原因

鳥類がインフルエンザウイルスに感染して起こる病気です。鳥類のなかでもニワトリや七面鳥などに高い死亡率を示します。

#### 3 症状

突然の死亡率の増加、鶏冠・肉垂・脚部などのチアノーゼ、沈うつ、産卵率低下など



#### 4 日常の管理

- (1) 毎日観察しましょう。
- (2) トリ小屋は、マスク等をしてこまめに掃除しましょう。
- (3) いつも新鮮なエサや水を与えましょう。
- (4) 野鳥が、トリ小屋に入らないようにしましょう。
- (5) 世話をした後は、うがいや手洗いをしましょう。



#### 5 その他

鶏卵、鶏肉を食べることにより鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染することは世界的にも報告はありません。

不明な点についてのご質問、鳥類の多数羽死亡等の異常を発見した場合は、下記までご連絡下さい。

熊本県農林水産部畜産課	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-383-1111
熊本県中央家畜保健衛生所	熊本市南区城南町沈目1666-1	0964-28-6021
熊本県城北家畜保健衛生所	山鹿市鹿本町御宇田198-5	0968-46-2075
熊本県阿蘇家畜保健衛生所	阿蘇市一の宮町宮地2639	0967-22-0041
熊本県城南家畜保健衛生所	人吉市蟹作町一本杉1237-1	0966-22-3814
熊本県天草家畜保健衛生所	天草市本渡町本戸馬場1706-3	0969-22-3668

## 資料2 病性鑑定材料送付に係る手続き

### 1 病性鑑定材料送付に係る手続き

#### (1) 病性鑑定材料の送付に係る取り扱い

ア 高病原性鳥インフルエンザ等の病性鑑定材料は、旅客手荷物としての受託不可となる。

(ア) 航空法および航空法施行規則

(イ) IATA危険物規則書

【IATAとは、International Air Transport Associationの略】

(ウ) 全日本空輸株式会社または日本航空株式会社定款

イ ただし、航空貨物としての輸送は可能であるため、輸送（持参達、郵送等）は航空貨物扱いとして実施する。

#### (2) 輸送の方法

国連規格容器（以下、病性鑑定材料輸送容器）を用いて行う。航空貨物輸送の方法は、下記の3方法がある。

ア 航空会社の航空貨物へ申し込む（持参達する場合）

熊本空港貨物ターミナルへ搬入→東京事務所職員が羽田空港貨物ターミナルで受け取り動物衛生研究所へ持参達。

イ 運送会社の貨物便として送付

空港又は熊本市内の支店へ搬入→羽田空港貨物ターミナル→チャーター配達で動物衛生研究所へ。

ウ 小包郵便（ゆうパック）として送付

郵便局へ搬入→動物衛生研究所へ郵送。

#### (3) 航空貨物搬送の実施要領及び留意点

ア 航空会社の航空貨物へ申し込む場合（持参達する場合）

熊本空港航空貨物ターミナル（国際線ターミナルの先）の全日本空輸（ANA）または、日本航空（JAL）受付へ出発便の90分前までに outward、所定の危険物申告書（別添資料1、2）への記入、料金等の支払い等を完了させなければならない。

出発便の90分前までに受付を完了しなければならない理由は、機長へ搭載許可を得るための説明をする必要があるためである。また、輸送食料品や動物等へのスペースが確保されるため、申し込みを決定した時点で病性鑑定材料輸送がある旨を連絡する必要がある。

料金は重量及び容積で決定され、通常の航空貨物料金の1.5倍となる。（5kg以下の場合は3,000円程度）


ANAは本県での発生時、輸送経験がある。

なお、羽田空港での受け取りには機体到着から搬出まで少々時間が必要（30分～1時間）。また、国内貨物カウンターまでのアクセスが良好でない（徒歩で15分、タクシーで5分程度の距離）。よって、貨物を受け取るまでに1時間程度の時



(別添資料1)

危険物申告書(非放射性物質) ※国内貨物専用

荷送人 氏名(会社名):		①	③	④	④	③	④	ANA -			
住所:		②	④ ④ 荷送人参照番号(必要に応じて記載):								
荷受人 氏名(会社名):		②									
住所:		②									
1区間の場合 ⇒ 2部作成 2区間の場合 ⇒ 3部作成		警告									
輸送の詳細		⑤							関連するいかなる危険物規則への違反も、関連法規違反として、法的罰則の対象となることがあります。		
航空機のタイプ別制限 旅客機、貨物機 共に搭載可能    貨物機のみ 搭載可能		⑤									
到着地空港:		⑥							危険物のタイプ	一般危険物	放射性物質

危険物の性質及び量(危険物申告書作成要領は、IATA航空危険物規則書第8章を参照のこと)

危険物の識別							
国連番号 又は ID番号	正式輸送品目名	分類又は区分 の番号 (副次危険性の 分類又は区分 の番号)	包装 等級	容器の種類、1包装物 あたりの正味量及び個数 <small>※内装容器の使用が求められる場合、 内装容器の種類、1内装容器あたりの 正味量及び個数をカッコ内に記載すること</small>		包装基準	備考欄
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭

その他の取り扱い注意事項

緊急連絡先(電話番号):

私は、当該委託貨物の内容物について正式輸送品目名の記載、分類、包装、表示およびラベルの貼付が完全かつ正確に行われ、関連する国規則及び国内規則により定められた航空輸送するための全ての条件が揃っていることをここに宣誓します。 また、私は関連する航空輸送要件が全て満たされたことを宣誓します。	輸送責任者の氏名及び役職	
	氏名:	⑮
	役職:	⑮
	⑯	⑰
輸送責任者署名(印字不可)又は捺印 (上記の警告を確認して下さい)		⑳


CFT2025

**危険物申告書の作成にあたっては、IATA航空危険物規則書ならびに航空危険物輸送法令集をご確認ください。**

	項目	記載要領
①	荷送人 氏名(会社名)および住所	荷送人の氏名および住所を、略さず記載する。 ※航空貨物運送状に記載された荷送人名および住所と異なってもよい。
②	荷受人 氏名(会社名)および住所	荷受人の氏名および住所を、略さず記載する。 ※航空貨物運送状に記載された荷受人名および住所と異なってもよい。
③	航空貨物運送状番号	危険物申告書を添付する航空貨物運送状の番号を記載する。
④	ページ番号および総ページ数	ページ番号および総ページ数を記載する。
⑤	出発地空港	出発地の空港名を、略さず記載する。 ※スリーレターコード(例:HND)による記載は禁止とする。
⑥	到着地空港	最終目的地の空港名を、略さず記載する。 ※スリーレターコード(例:HND)による記載は禁止とする。
⑦	国連番号またはID番号	国連番号またはID番号を記載する。 ※番号の前には必ず“UN”または“ID”の接頭辞を付けること。
⑧	正式輸送品目名	正式輸送品目名を記載する。 ※英語表記、日本語表記を問わない。
⑨	分類または区分の番号	分類番号または区分番号を記載する。第1分類については、隔離区分の文字を含めて記載する。 さらに、副次危険性を有する場合は、副次危険性の分類番号または区分番号を括弧書きで記載する。  例: 第3分類の引火性液体で、区分6.1の副次危険性を有する場合 3(6.1)
⑩	包装等級	包装等級を記載する。包装等級が割り当てられていない危険物については、横棒“—”を記載する。 ※包装等級の番号の前に“PG”の接頭辞を付けてもよい。
⑪	容器の種類 1包装物あたりの正味量および個数	①外装容器もしくは単一容器の種類を記載する。 ※英語表記、日本語表記を問わない。  ②1包装物あたりの正味量を記載する。 ※計量単位も併せて記載すること。また、必要な場合は、計量単位の後に“G”の文字を付け加えること。  ③包装物(同一種類かつ同一内容)の個数を記載する。  例: 10Lの引火性液体を収納した天板固着式鋼性ドラムが1個の場合 天板固着式鋼性ドラム × 10.0L × 1個
⑫	内装容器の種類 1内装容器あたりの正味量および個数	内装容器の使用が求められる場合は、以下の内容を括弧書きで記載する。  ①内装容器の種類を記載する。 ※英語表記、日本語表記を問わない。  ②1内装容器あたりの正味量を記載する。 ※計量単位も併せて記載すること。  ③1外装容器に収納された内装容器(同一種類かつ同一内容)の個数を記載する。  例: 外装容器にファイバーボード製箱、内装容器にガラス製容器を使用した場合 ファイバーボード製箱 × 5.0L × 1個 (ガラス製容器 × 2.5L × 2個)
⑬	包装基準	包装基準番号、または“Y”の文字が付いた少量危険物包装基準番号を記載する。
⑭	備考欄	その他、危険物申告書に記載することが求められる場合は、必要事項を記載する。 (例: 特別規定番号・IATA航空危険物規則書 参照項目番号など)
⑮	その他の取り扱い注意事項	特別な取扱要領がある場合は、その内容を記載する。
⑯	緊急連絡先	危険物申告書の記載内容に関する問い合わせ先を記載する。
⑰	輸送責任者の氏名および役職	危険物申告書に署名する者の氏名および役職を記載する。 ※役職に代えて、部門でもよい。
⑱	作成場所	危険物申告書に署名する場所を都道府県名で記載する。
⑲	日付	危険物申告書に署名する日付を記載する。 ※西暦、和暦を問わない。
⑳	輸送責任者署名	輸送責任者が自署もしくは捺印する。 ※印刷によるものは認めない。

(別添資料2)

## 危険物申告書記載要領

危険物申告書 (国内貨物専用) 荷送人 ①		航空貨物運送状番号：③ ページ番号 / 総ページ数 ④ 荷送人参照番号： (必要に応じて記載)				
荷受人 ②						
署名した申告書を2枚以上航空会社に提出願います。		警告 危険物規則書への違反は、法令遵守違反、法的罰則の対象となることがあります。				
輸送の詳細 航空機のタイプ別制限 ⑤ (適用されない方を消去する)		出発地： ⑥				
旅客機および貨物機	貨物機のみ					
目的地： ⑦		貨物のタイプ：(適用されない方を消去する) 非放射性物質    放射性物質 ⑧				
危険物の性質および量 (IATA 危険物規則書 8.1 参照)						
危険物の識別						
UN または ID 番号	正式輸送品目名	分類または区分 (副次危険性)	包装 等級	個数および容器の種類、 1包装物あたりの危険物量 (内装容器使用が求められる場合は包装物内の内装容器の個数、種類、1内装容器あたりの正味量をカッコ内に記載)	包装 基準	承認
⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
その他の取り扱い注意： ⑯						
緊急連絡電話番号： ⑰						
私は正式輸送品目名を上記に正しく記載するとともに、危険物関連法規に従い、分類、包装、マーキング、ラベリングを適切に実施したことを宣誓します。また、航空輸送に求められる全ての条件を満たしていることを宣誓します。				氏名/役職または所属部門 ⑱ 作成場所および日付 ⑲ 署名または捺印 (上記警告を確認) ⑳		



項番	記載欄名	記入要領
①	荷送人	荷送人の氏名および住所を略さず記入する。 注：航空貨物運送状上の荷送人名および住所と異なってもよい。
②	荷受人	荷受人の氏名および住所を略さず記入する。 注：航空貨物運送状上の荷送人名および住所と異なってもよい。
③	航空貨物運送状番号	危険物申告書を添付する航空貨物運送状の番号を記入する。
④	ハ°-ジ°番号/総ハ°-ジ°数、荷送人参照番号	ハ°-ジ°番号および総ハ°-ジ°数を記入する。荷送人参照番号の記入は必要に応じて原票番号等を記入する。 例：危険物申告書が1ハ°-ジ°のみの場合は「ハ°-ジ°番号1/総ハ°-ジ°数1」と記入する。
⑤	航空機のタイプ別制限	危険物が旅客便搭載可能な制限によって包装された場合は「貨物機のみ」を消去し、貨物便のみ搭載可能な制限によって包装された場合は、「旅客機および貨物機」を消去する。
⑥	出発地	出発地の空港または都市名を略さず記入する。※未記入でも可。 注：3レターコードは不可（例：SPK=x、札幌=○）
⑦	目的地	到着地の空港または都市名を略さず記入する。※未記入でも可。 注：3レターコードは不可（例：SPK=x、札幌=○）
⑧	貨物のタイプ°	放射性物質以外の危険物の場合は、「放射性物質」を消去し、放射性物質の場合は「非放射性物質」を消去する。
⑨	UNまたはID番号	国連番号またはID番号を記入する。 注：“UN”または“ID”を必ず付ける
⑩	正式輸送品目名	航空危険物規則書(DGR)の危険物リストまたは航空危険物輸送法令集(黒本)の別表第1輸送許容物件に記載されている品目名を記入する。
⑪	分類または区分（副次危険性）	分類または区分を数字で記入する。副次危険性を有する場合は（ ）書きで記入する。第1分類については隔離区分の文字を含めて記入する。 例：第1分類の場合=1.4S
⑫	包装等級	包装等級番号を記入する。番号の前に“PG”を付けてもよい。包装等級がない場合は空欄とする。
⑬	個数および容器の種類、1包装物あたりの危険物量（内装容器使用が求められる場合は包装物内の内装容器の個数、種類、1内装容器あたりの正味量をカッコ内に記載）	包装物の個数、外装容器の種類、1包装物あたりの危険物量の順序で記載する。また包装基準で内装容器の使用が求められる場合はカッコ書きで包装物内の内装容器の個数、種類、1内装容器あたりの正味量を記載する。内装および外装容器の記載はDGRまたは告示のどちらの容器名でも可。 例：外装容器の場合・ファイバ板製の箱またはFibre board Boxes
⑭	包装基準	包装基準番号を記入する。
⑮	承認	特別規定がA1,A2,A4,A5,A51,A81,A88,A99,A130,A190,またはA191に関する場合は、当該特定規定番号を記入する。政府認可書が必要な場合は、添付されている旨の記載。
⑯	その他の取り扱い注意	その貨物に関連する何か特別な取り扱い要領があれば記入する。
⑰	緊急連絡電話番号	当該品目の取り扱いに関し、知識を有している部署/担当者の連絡先電話番号を記入する。
⑱	氏名/役職または所属部門	危険物申告書に署名する人の氏名および役職名を記入する。役職名に代え所属する部門名でも可。
⑲	作成場所および日付	危険物申告書に署名する場所および年月日を記入する。（和暦記載も可） 例：2014-05-21、H26-05-21
⑳	署名または捺印	手書きで署名または捺印をする。タイプ°、印刷による署名は不可とする。

※ 各欄の記載内容については、航空危険物規則書（DGR）第8章をご参照願います。なお、上記記入要領の赤字部分は弊社国内便のみ適用される項目です。

## イ 運送会社の貨物便として送付する場合

運送会社を経由して貨物便として送付する場合、危険物申告書等の記入等は運送会社を実施するため、申告等の煩雑さは無くなるが、輸送内容を十分に伝達しておくことが必要となるため、実質上、他の方法と同等の煩雑さとなる。

また、貨物及び宅急便は食料品等と混載することから危険物貨物は配送禁止となるため、原則として空港止めになる。しかし、空港からの配送はチャーター配達を利用することで可能である。（チャーター配達：その荷物のみを配送するシステム）

郵便貨物のような搭載便の指定がないため、比較的余裕はあるが、搭載スペースの確保等の問題があり、航空会社の航空貨物へ申し込む場合と同様な配慮は必要である。

日本通運、西武運輸、ヤマトグローバルエクスプレスが危険物貨物の取り扱いが多く、輸送に適している。

発送方法は、熊本空港貨物ターミナルまたは、熊本市内にある運送会社支店へ直接搬入し、所定の申告書等を記入のうえ、カーゴ料金およびチャーター配達料金を支払う。

日本通運エクスプレスカーゴ（熊本空港→羽田空港）を利用する場合  
チャーター配達（羽田空港→つくば市）利用料金（5kg 以下の場合）

利用便	航空貨物料金	チャーター配達	合計料金
ANA便	1,775 円	32,000 円	33,775 円
JAL便	2,858 円	32,000 円	34,858 円

\* 料金については、変更の可能性があるので要確認

### 【主要連絡先】

日本通運(株)熊本航空支店	Tel	096-388-7722
	Fax	096-388-7727
// 熊本支店	Tel	096-387-8777
	Fax	096-387-8797
// 天草営業所	Tel	0969-23-0202
	Fax	0969-22-5163
ヤマトグローバルエクスプレス熊本空港営業所	Tel	096-232-1777
	Fax	096-232-1330
// 熊本営業所	Tel	096-319-1711
	Fax	096-319-1714
西武運輸(株)熊本空港出張所	Tel	096-232-1522
// 熊本営業所	Tel	096-389-1890
// 松橋営業所	Tel	0964-32-1811
// 玉名営業所	Tel	0968-86-2151

ウ 郵便小包（ゆうパック）として送付する場合

ゆうパックでも航空便扱いとして送付することができるが、発送した翌々日以降に動衛研に配送されるため緊急時には不適。また、航空貨物として搭載される時に前述の条件等がかかるため、郵便物に含まれる危険物申告書等の書類が必要となる。

ゆうパック料金（30kg 以下、三辺の合計が80cm まで）：熊本市→つくば市

	ゆうパック料金	チルド料金	合計料金
持ち込み	1,240 円	350 円	1,590 円
集荷	1,340 円	350 円	1,690 円

\* 料金については、変更の可能性があるため要確認

【主要連絡先】

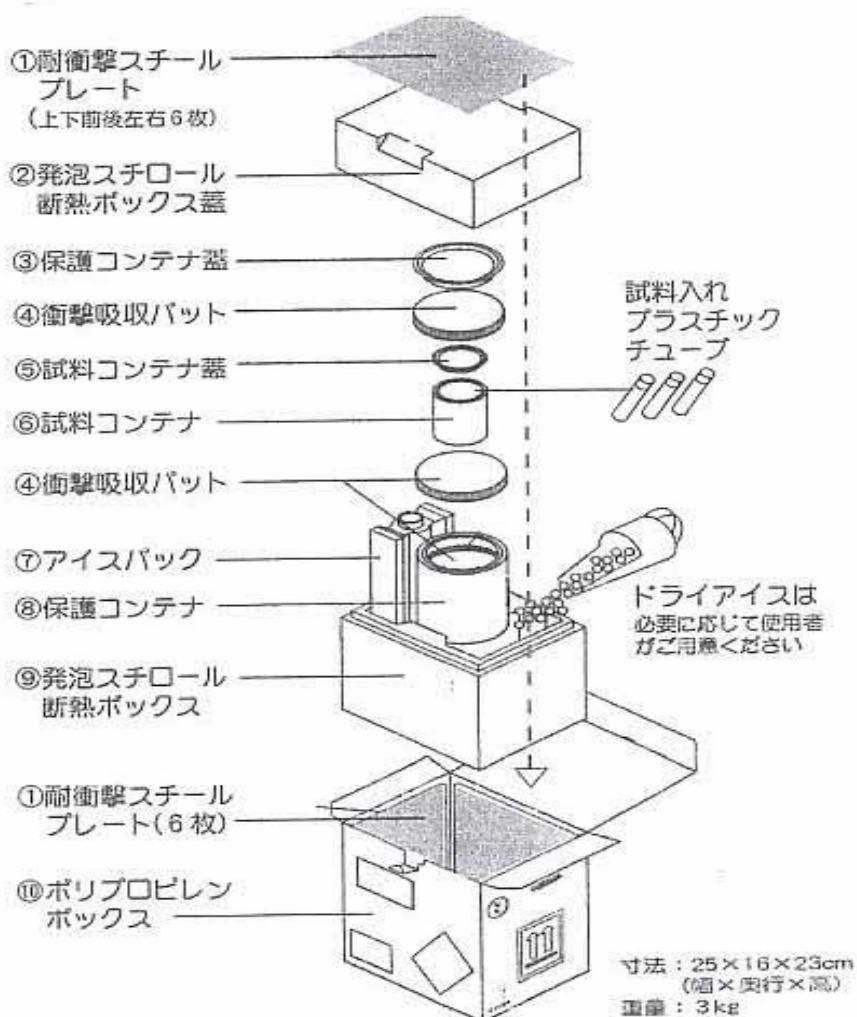
熊本北郵便局 郵便案内受付 Tel 096-233-5480

熊本東郵便局 郵便案内受付 Tel 096-365-0785

## 病性鑑定材料輸送容器取扱説明書

### 1 使用の前に

病性鑑定材料輸送容器を使用する前に、かならず取扱説明書を精読のうえ、輸送容器のセット容器を確認すること。不足なものがあると病性鑑定材料が輸送できなくなる場合があるので注意が必要。



病性鑑定材料輸送容器の標準セットは以下のとおり。

- ポリプロピレンボックス
- 耐衝撃スチールプレート（上下、前後、左右計6枚）
- 発泡スチール断熱ボックス（本体と蓋）
- アイスパック（2個）
- 試料コンテナ（試料入れプラスチックチューブ、衝撃吸収クッション付）
- 保護コンテナ（衝撃吸収パット、クッション付）
- 密封剤（目地シール）

## 2 病性鑑定材料の包装

病原体を含む病性鑑定材料の包装は、使用する国連規格容器の取扱説明書に基づき3重包装を行う。また、輸送途中で破損や漏えい等の事故が起きないように適切に収容し、包装責任者によるチェックを実施する。

### ア 1次容器

病性鑑定材料はプラスチックチューブ等に入れ、シールを行い確実に密封する。

### イ 2次容器

緩衝材を入れた2次容器に1次容器を入れる。2次容器にドライアイスを入れると、輸送途中で容器が破裂（爆発）する可能性があるため入れてはならない。2次容器は必要に応じて、密封剤等で密封する。

### ウ 3次容器

2次容器を3次容器に入れ、保冷剤もしくはドライアイスを設定する。ドライアイスを入れる場合には3次容器は密封してはならない。

### エ 外部包装（オーバーパック）

下記様式により品名および差出人等を記載した書類を見やすいところに貼付する。

必要に応じて、輸送許容物表示ラベル（分類番号：6. 2） およびドライアイス表示（輸送許容物表示ラベル：分類番号9）を貼付する。

#### （1） 航空機による輸送を行う場合

品 名：家きんの組織等「危険物」*1
国連番号：
差出人：
自治体名：
検査所名：
住 所：
電話番号：
資 格：防疫員（獣医師）
氏 名：
ドライアイス〇〇kg在中*2

\*1：朱記すること。

\*2：ドライアイスを入れて送付する場合は朱記すること。

#### （2） 航空機による輸送を行わない場合

品 名：家きんの組織等「危険物」*
差出人：
自治体名：
検査所名：
住 所：
電話番号：
資 格：防疫員（獣医師）
氏 名：

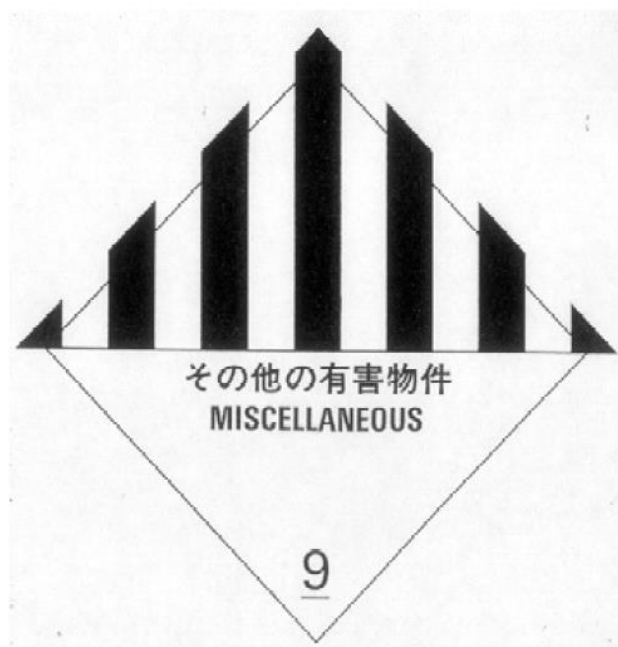
\*：朱記すること。

(参考)

1 輸送許容物件表示ラベル (分類番号: 6. 2)



2 輸送許容物件表示ラベル (分類番号: 9)



家畜保健衛生所 中央家保 0964-28-6021	関係機関	市町村	県警察	関係団体
城北家保 0968-46-2075	熊本県庁 畜産課 096-383-1111 096-333-2402	熊本市 096-328-2384	熊本中央警察署 096-323-0110 熊本南警察署 096-326-0110 熊本東警察署 096-368-0110	熊本県畜産協会 096-369-7745 熊本県獣医師会 096-369-7807 熊本県経済連 096-328-1115 熊本県畜連 096-365-8811 熊本県鶏卵販売農協 096-369-8170 (株)九州児湯フーズ 096-377-2000 熊本支店 0964-28-2076 成松食鳥
	県央広域本部農林部 農業普及・振興課 096-352-4111 096-355-1511	宇土市 0964-22-1111	宇城警察署 0964-33-0110	
	宇城地域振興局 宇城保健所 0964-32-2111 0964-32-1165	宇城市 0964-32-1641		
	農業普及・振興課 0964-32-0490	美里町 0964-46-2114		
	宇城教育事務所 0964-32-3042			
	上益城地域振興局 096-282-2111	御船町 096-282-1607	御船警察署 096-282-1110	
	御船保健所 096-282-0041	嘉島町 096-237-2629		
	農業普及・振興課 096-282-0305	益城町 096-286-3111		
	上益城教育事務所 096-282-2229	甲佐町 096-234-1176	山都警察署 0967-72-0110	
		山都町 0967-72-1136		
	八代市 0965-33-3111	八代警察署 0965-33-0110	(株)九州児湯フーズ 0965-35-7375 八代支店	
	八代保健所 0965-33-3229	氷川町 0965-52-5854	(株)児湯食鳥八代工場 0965-35-7373	
	農業普及・振興課 0965-33-3418			
	八代教育事務所 0965-33-7186			
	五名地域振興局 0968-74-2111	荒尾市 0968-63-1111	北九福岡熊本営業所 0968-66-2265	
	有明保健所 0968-72-2184	玉名市 0968-75-1111	松井ブローラー 0968-57-1057	
	農業普及・振興課 0968-74-2190	玉東町 0968-85-3111	チキン食品 0968-53-8136	
	五名教育事務所 0968-74-2301	和水町 0968-86-3111	とり新食肉店 0968-62-0096	
		南関町 0968-53-1111		
		長洲町 0968-78-3111		
	鹿本地域振興局 0968-44-2111	山鹿市 0968-43-1117	熊本チキン 0968-46-3188	
	山鹿保健所 0968-44-4121			
	農業普及・振興課 0968-44-2137			
	菊池地域振興局 0968-25-4283	菊池市 0968-25-1111	熊本県養鶏協会 096-242-3131	
	菊池保健所 0968-25-4138	大津町 096-293-3111	熊本県養鶏農協 096-242-3131	
	食肉衛生検査所 0968-26-4231	菊陽町 096-232-2111	黒石養鶏農協 096-248-0055	
	農業普及・振興課 0968-25-4207	合志市 096-248-1111	丸岩食鳥 0968-25-3077	
	農業研究センター 096-248-6411		荒木食鳥 0968-38-2806	
	畜産研究所 096-248-6433		ゴッコファーム 0968-24-2430	
	農業大学校 096-248-1188		亀の甲ミート 096-289-0780	
	菊池教育事務所 0968-25-4248			

家畜保健衛生所	県関係機関	市町村	県警察	関係団体
阿蘇家保 0967-22-0041	阿蘇地域振興局 0967-22-1111 阿蘇保健所 0967-32-0535 農業普及・振興課 0967-22-1115 阿蘇教育事務所 0967-22-1111 草地畜産研究所 0967-32-1231 高原農業研究所 0967-22-1212	阿蘇市 0967-22-3111 南小国町 0967-42-1111 小国町 0967-46-2111 産山村 0967-25-2211 高森町 0967-62-1111 南阿蘇村 0967-67-1111 西原村 096-279-3111	阿蘇警察署 0967-22-5110 小国警察署 0967-46-2110 高森警察署 0967-62-0110 大津警察署 096-294-0110	県畜協阿蘇支所 0967-22-0034 県畜協南阿蘇支所 0967-62-0715 JA小国郷営農センター 0967-46-3211
城南家保 0966-22-3814	芦北地域振興局 0966-82-3111 水保保健所 0966-63-4104 農業普及・振興課 0966-82-2071 芦北教育事務所 0966-82-3111	水保市 0966-61-1603 芦北町 0966-82-2511 津奈木町 0966-78-3111	水保警察署 0966-62-0110 芦北警察署 0966-82-3110	あきた農協 0966-82-4874
天草家保 0969-22-3668	球磨地域振興局 0966-24-4112 人吉保健所 0966-22-3107 農業普及・振興課 0966-24-4117 球磨教育事務所 0966-24-7775 球磨農業研究所 0966-45-0470	人吉市 0966-22-2111 錦町 0966-38-1111 あざざり町 0966-45-1111 多良木町 0966-42-6111 湯前町 0966-43-4111 水上村 0966-44-0311 相良村 0966-35-0211 五木村 0966-37-2211 山江村 0966-23-3111 球磨村 0966-32-1111	人吉警察署 0966-24-4110 多良木警察署 0966-42-4110	球磨畜産農協 0966-38-3777 球磨地域農協 0966-38-4065 球磨酪農農協 0966-35-0681 木ノイ酪農協 0966-45-4380 江夏商事宮崎支店 0985-51-2924
天草家保 0969-22-3668	天草地域振興局 0969-22-4111 天草保健所 0969-23-0172 農業普及・振興課 0969-22-4264 天草教育事務所 0969-22-4754 天草農業研究所 0969-22-4224	天草市 0969-23-1111 上天草市 0964-56-1111 杵北町 0969-35-1111	天草警察署 0969-24-0110 牛深警察署 0969-73-2110 上天草警察署 0964-56-0110	天草畜協 0969-22-3189 有限会社 蓮池養鶏場 0969-22-3495 本渡鶏卵GPセンター 0969-22-2419 松尾商店(飼料) 0969-23-1333



#### 資料4 高病原性鳥インフルエンザQ&A

＜平成29年12月更新＞

- Q1. 鳥インフルエンザとはどんな病気ですか？
- Q2. 高病原性鳥インフルエンザに感染した家きんはどんな症状を示しますか？
- Q3. ウイルスが海外から日本へ侵入するルートには、どんなものがありますか？
- Q4. ウイルスが農場へ侵入するルートには、どんなものがありますか？
- Q5. 農場で発生が疑われた場合には、どうすればよいのですか？
- Q6. 農場で発生した場合には、どのような防疫措置が採られますか？
- Q7. どんな消毒薬が有効ですか？
- Q8. 鳥用のワクチンがありますか？
- Q9. 本病を発生させないためには、どうしたらよいのですか？
- Q10. 鳥インフルエンザウイルスが、ヒトに感染することはありますか？
- Q11. 農場で発生した場合には、農場関係者や防疫従事者の感染をどう防ぐのですか？
- Q12. 鶏肉や鶏卵を食べて感染することはありますか？

Q1. 鳥インフルエンザとはどんな病気ですか？

A. 鳥類のインフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法では、そのうち、次の3つを規定しています。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

国際獣疫事務局（OIE）の診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）の疾病です。

本病は、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例です。

高い致死性と強い伝播性から、ひとたびまん延すれば、鶏肉・鶏卵の安定的な生産と供給を脅かし、国際的にも日本からの鶏肉・鶏卵の輸入を禁止する措置がとられるなど、個々の農家の経営のみならず、養鶏産業全体に甚大な影響を及ぼします。そのため、家畜伝染病予防法において家畜伝染病(法定伝染病)に指定され、公的に防疫措置をとることが定められています。

さらに海外では、家きん等との濃厚接触に起因する本ウイルスの感染によるヒトの死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要です。

(2) 低病原性鳥インフルエンザ

H5またはH7亜型の鳥インフルエンザウイルスのうち、家きんに対する病原性が高いものがないものが低病原性鳥インフルエンザウイルスです。

家きんが低病原性鳥インフルエンザウイルスに感染すると、症状が出ない場合もあれば、咳や粗い呼吸などの軽い呼吸器症状が出たり産卵率が下がったりする場合があります。

このウイルスが家きんの間で感染を繰り返すと、家きんに対して高い病原性を持つウイルスに変異する可能性も報告されています。このため、日本では、高病原性鳥インフルエンザとともに、低病原性鳥インフルエンザも家畜伝染病予防法で「家畜伝染病」に定められており、感染が広がるのを早めに食い止めることができるようになっています。

(3) 鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルス以外のA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら及び七面鳥の疾病です。

Q2. 高病原性鳥インフルエンザに感染した家きんはどんな症状を示しますか？

A. 感染鶏群では死亡する鶏が増加します。主な症状は、元気消失、食欲・飲水欲の減退、産卵率の低下、発咳、開口呼吸、下痢、神経症状などです。また、肉冠・肉垂・顔面の腫れやチアノーゼ、脚の浮腫や皮下出血などの病変が報告されています。

なお、低病原性鳥インフルエンザは、ほとんど症状を示しませんが、家きんの間で感染を繰り返すうちに、高病原性に変異する場合がありますため注意が必要です。

Q3. ウイルスが海外から日本へ侵入するルートには、どんなものがありますか？

A. 1) 輸入鳥類（家きん、愛玩鳥等）を介して侵入するルート、2) 海外の発生国から肉や卵を輸入することによって侵入するルート、3) 渡りの水きん類や野鳥を介して侵入するルート、4) 海外の発生地からヒトが持ち込むルートが考えられます。

輸入鳥類のルートでは、鶏等の家きんについては輸入検疫で監視されており、本病が発生した国からは生きた鳥類およびその肉や卵の輸入が停止されています。また、渡り鳥のルートは、鳥やそれらの糞との接触を避けることで、鶏群への侵入を防止できます。また、ヒトが履き物や衣服等にウイルスを付けて持ち込まないように、発生の農場等を訪問しないこと、発生国からの入国者を農場に立ち入らせないことも肝要です。

Q4. ウイルスが農場へ侵入するルートには、どんなものがありますか。

A. 農場への侵入ルートとしては、1) ウイルスに感染している鶏を導入した場合、2) ウイルスに汚染された器材・車両・卵ケースなどを使用した場合、3) ヒトの衣服、手、長靴などを介してウイルスが持ち込まれた場合が考えられます。また、4) 野鳥や野生動物が出入りできる鶏舎の場合や屋外養鶏場では、感染した野鳥やウイルスと接触した野生動物がウイルスを持ち込む可能性があります。

ウイルス侵入の機会を少なくするためには、鶏、器材等の移動は必要最小限とし、消毒できるものは消毒してから農場に持ち込むようにして下さい。特に、鳥インフルエンザの発生報告があった直後は注意が必要です。また、野鳥や野生動物が侵入しない鶏舎構造に変える、野鳥の糞で汚染されている可能性がある水や餌を鶏に与えないことも大切です。

Q5. 農場で発生が疑われた場合には、どうすればよいのですか？

A. 飼育している鶏が次々に死亡する等、様子がおかしいと思ったら、速やかに最寄りの家畜保健衛生所または獣医師に連絡して下さい。通報が遅れますと、その間、汚染が拡大することになり、被害が大きくなります。

Q6. 農場で発生した場合には、どのような防疫措置がとられますか？

- A. 高病原性鳥インフルエンザの防疫措置は、国の防疫指針及び本県の「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル」によって行われます。

本病であることが確認されますと、発生農場及び発生農場と疫学的に関連のある農場はヒトの出入り等が禁止され、家きんの殺処分、焼却・埋却、農場全体の消毒が行われることとなります。

また、制限区域が設定され、移動制限区域（発生農場から半径3Km以内の区域）では、生きた家きん、家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）、家きんの死体、家きんの排泄物等、敷料、飼料、家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く。）等の本病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動が制限されます。また、搬出制限区域（発生農場から半径10km以内の移動制限区域に外接する区域）では、これら病原体をひろげるおそれのある物品について、区域外への移動が制限されます。最終発生の防疫措置が終了してから、基本的には21日後に制限区域は解除されます。

Q7. どんな消毒薬が有効ですか？

- A. 陽イオン系（アストップ、パコマ等）、塩素系（クレンテ）、オルソ系（ゼクトン、トライキル等）、アルカリ添加（クリアキル-100）消毒薬等、一般的に使用されている多くの消毒薬が有効です。また、土壌改良用消石灰等の散布も有効です。

Q8. 鳥用のワクチンがありますか？

- A. 海外では鳥用のワクチンが生産されていますが、日本を含め世界の多くの国ではワクチンを使用せずに、殺処分による防疫措置がとられています。その理由は、ワクチンは発病を防ぐことはできますが、ウイルスの感染および排泄を防ぎきれないため、以下のような問題点があります。1) 発症及び死亡の軽減により感染の発見が遅れてその間に他の鶏群にまん延する危険がある、2) 接種群は定期的にウイルス侵入の有無を検査する必要があり、侵入が確認された場合には接種群も淘汰となる、3) 清浄化までに長期間を有し、海外発生国からの生きた家きんおよび家きん肉の輸入禁止措置がとれなくなるにより養鶏業の国際的競争力が低下する可能性がある、4) ウイルスが長期残存し、ヒトに感染する新型ウイルスの出現につながるおそれがある。

なお、農林水産省は、万一発生が拡大し、摘発淘汰だけでは防疫不能となった場合に備え、輸入ワクチンを備蓄しており、更に国産ワクチンの開発を進めています。

万が一の場合の鳥インフルエンザワクチン使用は国の監視下で行うことになっており、それ以外での使用は違法行為となります。

Q9. 本病を発生させないためには、どうしたらよいのですか？

A. ウイルスが海外から侵入するルート（Q3）、農場へ侵入するルート（Q4）の両者を遮断すれば、農場での発生を防止できます。

また、1) 国レベルで行う、海外における発生状況の把握と輸入検疫の強化、2) 県レベルで行う、国内農場の定期的モニタリング調査と侵入防止に関する啓発指導、3) 鶏飼養者レベルで行う、農場への出入り制限と消毒の徹底等、飼養衛生管理基準の遵守によって、本病の発生は予防できます。

Q10. 鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染することはありますか？

A. ヒトが高病原性鳥インフルエンザに感染するリスクは、鳥に比べ極めて小さいと考えられています。それは、ヒトと鳥では種が異なり、いわゆる「種の壁」（種による感受性の相違）があるためと考えられています。

海外におけるヒトへの感染機会としては、病鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、特に症状を示さないが感染しているアヒルと遊んだときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたとき、汚染された家きん肉を加熱調理不十分な状態で食べたときなどが考えられると報告されています。

Q11. 農場で発生した場合には、農場関係者や防疫従事者の感染をどう防ぐのですか？

A. 万が一のことを考えて、感染防止策を行う事を厚生労働省は勧めています。

農場関係者や防疫従事者がウイルスを吸い込んだり、飲み込んだりしないように、防疫服を着用し、ゴム手袋をつけ、ゴーグルと医療用マスク等で防護して下さい。また、作業終了後には石鹸で手を洗い、うがいをしてください。

作業に従事した者は、一定の期間は健康に注意して、発熱等のインフルエンザ様症状がでたら、直ちに医師の診察を受けて下さい。感染初期であれば抗ウイルス薬が有効です。抗ウイルス薬については、県が行う防疫作業後の健康検査において、必要に応じて処方されることになっています。

Q12. 鶏肉や鶏卵を食べて感染することはありますか？

A. 食品としての鶏肉や鶏卵を食べることによって、ヒトが感染した例はありません。また、本病が発生した場合には、発生農場周辺の移動制限区域の生産物は、原則として移動が制限されますので、ウイルス汚染鶏卵や鶏肉が市場に出回ることはありません。なお、ウイルスは適切な加熱により完全に死滅します。わが国の現状においては、食品（鶏肉、鶏卵）を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないものと考えています。

## 資料5 ワクチンの使用について

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年9月9日農林水産大臣公表）抜粋

### 第13 ワクチン（法第31条）

1 現行のワクチンは、本病の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれを生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。また、肉用鶏については、ワクチン接種した場合に、休薬期間に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の問題もある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある。我が国における本病の防疫措置は、早期の発見と患畜又は疑似患畜の迅速な殺処分を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わない。

2 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場における殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する（なお、本病については、法上、予防的殺処分は認められていない。）。

- ① 埋却を含む防疫措置の進捗状況
- ② 感染の広がり（疫学関連家畜飼養農場数）
- ③ 環境要因（周辺家畜飼養農場数、家畜飼養密度、山、河川等の有無等の地理的状況）

3 農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

- ① 実施時期
- ② 実施地域
- ③ 対象家畜
- ④ その他必要な事項（本病の発生の有無を監視するための非接種家畜の設置、移動制限の対象等）

4 都道府県は、緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。この際、農林水産省は、必要十分なワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲渡し、又は貸し付ける。

(様式1-1)

鳥インフルエンザ現地防疫対策本部 各班名簿

本部長 ○○家畜保健衛生所長

副本部長 ○○家保 衛生課長 ○○○○ 090-0000-0000

班名	役	所属	氏名	携帯
防疫総務班	班長			
	班員			
	班員			

発生地グループ	現場責任者				
	連絡補助員				
	農場防疫補佐				
	事前調査班 4名	班長			
		班員			
		班員			
		班員			
	事前準備班 6名	班長			
		班員			
		班員			
		班員			
		班員			
	評価班	班長			
	捕鳥班 7名	班長			
		班員			
		班員			
		班員			
		班員			
		班員			
		班員			
	運搬班 8名	班長			
班員					
班員					
班員					
班員					
班員					
班員					
班員					

	殺処分班 4名	班長			
		班員			
		班員			
		班員			
	搬出班 7名	班長			
		班員			
		班員			
		班員			
		班員			
		班員			
		班員			
	焼却又は埋却 準備班 4名	班長			
		班員			
		班員			
		班員			
	焼却又は埋却 班 7名	班長			
		班員			
		班員			
		班員			
		班員			
班員					
班員					
家さん含清掃消毒班	班長				
制限区域班	班長				
	班員				
疫学調査班	班長				
	班員				
検診班	班長				
	班員				

※ 班員は状況に応じて増減する。



(様式1-2)

鳥インフルエンザ地域支援対策本部 各班名簿

鳥インフルエンザ対策支援本部長 ○○地域振興局長

副本部長 ○○地域振興局農林(水産)部長 ○○○○  
090-0000-0000

班・係名		役	所属	氏名	携帯番号
総務班	総務係	班長			
		係長			
	資材係	係員			
		係長			
	動員係	係員			
		係長			
	業務委託係	係員			
		係長			

班・係名		役	所属	氏名	携帯番号
防疫支援班		班長			
		係長			
	総括係	係員			
		係長			
	支援センター係	係員			
		係長			
	現場事務所係	係員			
		係長			
	通行規制・消毒係	係員			
		係長			
	消毒ポイント係	係員			
		係長			

班・係名	役	所属	氏名	携帯番号	
総括責任者					
連絡補助員					
総合受付係 5名	係員				
	係員				
	係員				
	係員				
	係員				
健康観察	健康観察責任者				
	連絡調整係 2名	係員			
		係員			
	健康観察係 2名 (発生農場従事者)	係員			
		係員			
	健康観察係 (防疫作業従事者) 7名	係員			
		係員			
		係員			
		係員			
		係員			
		係員			
	防疫服着衣補助係 2名：保健福祉環境部	係員 <sup>*</sup>			
		係員 <sup>*</sup>			
		係員			
		係員			
係員					
業務支援係 1名	係員				
資材管理・作業員支援	資材管理・作業員支援責任者				
	資材管理係 4名	係員			
		係員			
		係員			
		係員			
	資材運搬係 2名	係員			
		係員			
	作業員支援係 2名	係員			
		係員			

※ 班長、係長は兼務することがある。係員は状況に応じて増減する。

班・係名		役	所属	氏名	携帯番号
現場事務所	工程管理責任者				
	資材管理 ・作業支援係	係員			
		係員			
	防疫服着脱補助係 7~15名	係員			
		係員			
		係員			
		係員			
		係員			
		係員			
		係員			
		係員			
		係員			
		係員			
		係員			
		係員			
		係員			
		係員			
	現場撮影係	係員			
係員					

(様式2)

## 〇〇地域鳥インフルエンザ対策会議設置の通知（文例）

平成〇〇年〇月〇日、〇〇町において、高病原性（低病原性）鳥インフルエンザが発生したことから、県では、地域における防疫体制の強化とまん延防止を目的に、〇〇地域鳥インフルエンザ対策会議（〇〇地域現地防疫対策本部、〇〇地域支援対策本部）を設置しました。

つきましては、養鶏農家をはじめ畜産農家や関係者の方々は、次のことに注意していただくとともに、防疫活動にご協力いただきますようお願いいたします。

- 1 家きん（鶏、アヒル、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥等）において、突然の死亡、呼吸器症状、顔面・肉冠若しくは脚部の浮腫又は出血やチアノーゼ、エサを食べず、飲水量も減るような症状が見られたら、直ちに鳥インフルエンザ現地防疫対策本部（〇〇家畜保健衛生所）に通報して下さい。
- 2 発生地域周辺は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の移動等が制限されます。主な制限内容と対象地域は次のとおりです。
  - (1) 移動制限区域（発生農場から半径3 km（低病原性は1 km）以内の区域）
    - ア 生きた家きん、家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）、家きんの死体の移動禁止。
    - イ 家きんの排泄物等、敷料、飼料、家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く。）等ウイルス伝播のおそれのある物品等の移動禁止。
    - ウ 食鳥処理場（食肉加工場を除く）、GPセンター及びふ卵場の業務、品評会などの家きんを集合させる催物を停止。
  - (2) 搬出制限区域（発生農場から半径10 km（低病原性は5 km）以内の移動制限区域に外接する区域）
    - ア 生きた家きん、家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）、家きんの死体の区域外への移動禁止。
    - イ 家きんの排泄物等、敷料、飼料、家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く。）等ウイルス伝播のおそれのある物品等の区域外への移動禁止。
    - ウ 品評会など家きんを集合させる催物の開催を禁止。
      - \* 移動制限区域、搬出制限区域については、県のHPに掲載してありますので、ご確認願います。
- 3 養鶏農場への不要なヒト、車の出入りは避け、農場の入出時には、靴、衣類、車の消毒等飼養衛生管理基準を遵守して下さい。

なお、車両消毒ポイントの設置場所につきましては、県のHPに掲載してありますのでご確認ください。

なお、ご不明な点があれば下記にお問い合わせ下さい。

〇〇地域支援対策本部  
(〇〇地域振興局内)  
電話：〇〇—〇〇〇〇

〇〇地域現地防疫対策本部  
(〇〇家畜保健衛生所)  
電話：〇〇—〇〇〇〇  
夜間連絡も上記で受け付けます。

高病原性鳥インフルエンザモニタリング実施成績

都道府県名 熊本県  
平成〇年〇月分

検体番号	検体	採取年月日	採取地(市、郡)	週齢	性別	用途	家さん舎構造	飼養形態	AGP抗体検査	HAウイルス分離	ND-HI試験	備考
(記入例) A-001	血清	2003/10/10	〇〇市	10	雌	採卵用鶏	解放	ケージ	+			
合計												

記入例

- 用途別：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他(具体的に記入)
- 家さん舎構造：解放、無窓、その他(具体的に記入)
- 飼養形態：ケージ、平飼い、その他(具体的に記入)
- AGP抗体検査：+、-
- ウイルス分離：+、-

※ 野鳥に関するモニタリング実施成績については、用途欄に野鳥の種類を記入する。

(様式3-2; 国留意事項様式1-1)

定点モニタリングにおける選定農場の概要

都道府県名: \_\_\_\_\_

番号	農場名	飼養者名	農場住所	飼養鳥種	飼養羽数	鶏舎数	用途	農場選定理由
(記載例)			〇〇市〇〇町				採卵用鶏	開放型の飼養をしている。
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								

(備考)

1 用途欄には、採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用鶏種鶏又はその他(具体的に記載すること)の別を記載すること。

(様式3-3; 国留意事項様式1-2)

強化モニタリングにおける選定農場の概要

都道府県名: \_\_\_\_\_

番号	農場名	飼養者名	農場住所	飼養鳥種	飼養羽数	家きん舎数	用途
(記載例)			〇〇市〇〇町				採卵用鶏
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							

(備考)

- 1 用途欄には、採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用鶏種鶏又はその他(具体的に記載すること)の別を記載すること。
- 2 毎月20日までに報告すること。



高病原性鳥インフルエンザに係るモニタリング

熊本県 ( 年 月分)

家きんの種類	採卵鶏		肉用鶏		あひる		うずら		きじ		だちよう		ほろほろ鳥		七面鳥		計		
	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	
1 定点モニタリング																			
(1) 検査実施戸数、実羽数(当月分)																			
① ウイルス分離検体数(当月分)																			
(内訳)																			
気管																			
クロアカ																			
② 抗体検査検体数(当月分)																			
(2) 検査延べ数(10月以降累計)																			
(3) 検査実戸数(10月以降)																			
2 強化モニタリング																			
(1) 抗体検査数(当月分)																			
(内訳)																			
I																			
II																			
III																			
(2) 検査延べ数(10月以降累計)																			
(内訳)																			
I																			
II																			
III																			

(留意点)

※1 検査実戸数とは、毎年10月分以降、当月分までに検査を行った重複しない戸数をいう。

※2 強化モニタリングにおける内訳は、農業の飼養規模に応じてⅠ～Ⅲに分類する。

Ⅰ：100羽以上～1,000羽未満

Ⅱ：1,000羽以上～10,000羽未満

Ⅲ：10,000羽以上

※3 毎月の検査実施分を、翌月20日までに報告する。

(様式4-2)

## 平成 年高病原性鳥インフルエンザモニタリング実施報告

都道府県名: 熊本県

月	採材羽数	血清抗体検査結果			ウイルス分離検査結果(気管)			ウイルス分離検査結果(クロアカ)			備考
		計	陽性	陰性	計	陽性	陰性	計	陽性	陰性	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
合計											

\* 各月の上段には家きん飼養農場、下段には野鳥のモニタリング調査の結果を記載する。

\* 野鳥のモニタリング調査の結果の備考欄には、野鳥の種類、採取地等を記載する。

### 異常家きん等通報の聞き取り様式

通報受理者： \_\_\_\_\_

通報受理日時： \_\_\_\_\_

#### I. 通報報告時に確認する事項

##### 1. 農場情報

農場住所	
農場名	
家きんの用途	採卵用鶏・採卵用種鶏・肉用鶏・肉用種鶏・その他 ( )
飼養形態	ケージ飼い・平飼い・その他 ( )
飼養羽数 (各鶏舎飼養羽数)	( )
鶏舎数 (発生鶏舎数)	( )
日齢 (入雛日)	( )
平均死亡羽数/日 (過去3週間の平均)	羽/日 (前週 羽、前々週 羽、前々々週 羽)
直近3日間の死亡羽数推移	農場全体 (当日 羽、前日 羽、前々日 羽) 当該鶏舎 (当日 羽、前日 羽、前々日 羽)
出荷 (自粛) の状況	
ワクチン接種履歴	
異常を確認した家きん舎での強制換羽の有無 (採卵鶏のみ)	有 ・ 無

##### 2. 通報の内容

(死亡羽数、異常家きんが確認された鶏舎及びその飼養羽数、異常確認日時等を含む)

民間獣医師による簡易検査の有無、検体数	
異常家きんの状況 (固まって死亡しているか等)	
その他 (ロット別の死亡状況等)	

##### 3. 都道府県から当該農家等への指示の内容 (既に指示している事項：裏面参照)

--

#### II. 農場到着までに確認する事項

##### 簡易検査の実施計画 (実施場所、羽数等)

--

#### III. 農場立ち入り後に確認する事項 (立入検査の結果)

臨床症状 (通報から家畜防疫員到着までの異常家きんは増加しているか等)

--

簡易検査の結果、検体数 (クロアカ・気管スワブ別)

--

剖検所見

--

管理失宜の有無 (温度、空調、給餌、給水等)

--

## IV. 連絡等の時刻

農家等→家保の通報

家保出発

農場到着

家保→県畜産課の連絡

県畜産課→国の連絡（立入検査結果）


## V. 以上、国への報告分。以下は県独自の項目。

【通報者】

携帯電話等

【系列会社名】

【担当者名】

携帯電話

【管理獣医師】

携帯電話

【導入元種鶏場】

【出荷先】

【同居家きん鶏の異状の有無】

有 ・ 無

有の場合その状況

【管理失宜以外に疑われる原因、疫学情報】

【現地立入防疫員氏名】

【簡易検査結果判明予定時刻】

簡易キット有効期限

## - 所有者及び獣医師への指導事項 -

(1) 異状家きんの所有者へ

- HPAIの可能性について説明。
- 全ての家きんについて、農場からの移動を自粛すること。
- 農場の出入口を1箇所にして消毒槽を設け、防疫関係者以外の者の立入をさせないこと。
- 急病等やむを得ない場合以外は外出せず、外に物を搬出ししないこと。  
やむを得ず外出する場合は、身体、衣服、眼鏡その他の携行用具の消毒、車の洗浄を十分に行うこと。
- 当該家畜の生産物、糞、敷料等は他の家きんや人、物等に接触しないようにすること。

(2) 異状家きんを診断した診療獣医師へ

- 防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり(1)の事項を履行すること。
- 農場を去る時には、身体、衣服、眼鏡その他の携行用具の消毒、車の洗浄及び消毒を十分に行うこと。  
その場合は直ちに帰宅し、更に車、携行用具、衣類等の完全な消毒を行い、入浴して身体を十分に洗うこと。
- 異常家畜が本病でない旨の連絡があるまでは、家きんの飼養施設に立ち入らないこと。  
本病と判明した場合は、異常家きんを診療又は検索した後7日間は家きんの飼養施設に立ち入らないこと。

(様式6；国留意事項様式3)

異常家さん等の届出を受けた際の報告

熊本県〇〇家畜保健衛生所

- 1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分
  
- 2 届出者  
氏 名： (職 業： )  
住 所： (電話番号： )
  
- 3 異常家さん等の所在場所  
住 所： (電話番号： )  
農 場 名：  
所有者氏名：  
従業員数：
  
- 4 当該施設に関する情報  
飼養家さんの用途：  
肉用鶏 / 採卵鶏 / 種鶏 (肉用・採卵用) / その他 ( )  
飼養形態：  
ケージ飼い / 平飼い / その他 ( )  
飼養総羽数：  
( ) 羽  
家さん舎数及びその構造：  
総数： ( ) 舎  
(うちウインドレス ( ) 舎、開放 ( ) 舎、その他 ( ) 舎)
  
- 5 届出事項  
異状確認の日時、確認者：  
異常家さんを確認した家さん舎 (飼養羽数とその構造 (複数舎ある場合は以下の項目をそれぞれ記入))：  
異常家さんの羽数、週齢：  
主な症状 (稟告)：  
異常家さんの家さん舎内の分布状況：  
既に実施済の検査の有無： 有 / 無  
(「有」の場合その結果 (実施者、検査キット名、検体数、陽性数等)： )  
過去 21 日間の平均死亡羽数と直近 3 日間程度の死亡羽数の推移 (農場全体、家さん舎別)：

6 既に講じた措置：

7 その他関連事項（疫学情報など）：

8 届出者への指示事項：

9 届出受理者氏名：

10 処置

(1) 通報（時刻）

所長：

都道府県畜産主務課：

(2) 現地調査

氏名：

出 発 時 刻：

(様式7；国留意事項様式4-1)

異常家さんの症状等に関する報告

都道府県：  
 家畜保健衛生所：  
 担当：

1 現地調査（立入検査）

平成 年 月 日 時

※ 以下の2, 3については、様式3で報告した内容から変更がある場合のみ記載

2 異常家さん等の通報

届出日時：  
 届出者氏名： 届出者住所：  
 届出内容：

3 農場詳細

名称： 住所：  
 所有者： 従業員数：  
 飼養羽数：  
 用途：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他（ ）  
 羽数： 羽  
 家さん舎数：  
 構造：開放、ウインドレス、その他（ ）  
 飼育形態：ケージ飼い、平飼い、その他（ ）  
 （※飼養羽数は用途ごと、家さん舎ごとに報告する。）

4 病歴、病状、病変の概要（家畜防疫員は立入検査後に報告）

病歴	
症状	
病変の概要※	

※：通報から到着までの死亡数の増加の有無、剖検所見、異常家さんの家さん舎内の分布等を含む

5 検査所見（家畜防疫員により確認されたもの）

(1) 異常家さん

異常家さん	種類：	週齢：	羽数	(うち死亡羽数： 羽)
備考（管理失宜、誘導換羽の有無等）				

(2) 死亡羽数の推移

日									
家さん舎番号									
農場全体									

(3) 鳥インフルエンザ簡易検査の結果（検査材料）

(様式8；国留意事項様式4-2)

異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告

都道府県：  
家畜保健衛生所：  
担当：

1 疫学情報（判明次第追記すること。）

(1) 飼養者が過去7日間に直接の飼養管理を行った他農場

他農場1	他農場2	状況*
名称 所在地	名称 所在地	

※ 飼養者が過去7日間に直接の飼養管理を行った状況を記載

(2) 家きんの導入（過去21日間）

導入先	運搬業者	入荷状況*
名称 所在地 TEL	名称 所在地 TEL	

※ 取引先ごとに初発日の21日前から報告日までの状況を記載

(2) -2 家きんの搬出（過去21日間）

出荷先	運搬業者	出荷状況*
名称 所在地 TEL	名称 所在地 TEL	

※ 出荷先ごとに初発日の21日前から報告日までの状況を記載

(3) ヒト・車両の出入り及び巡回範囲（過去21日間）

ヒト・車両	巡回先	巡回状況*
名称 所在地 TEL	名称 所在地 TEL	

※ ヒト・車両（飼料運搬含む）ごとに初発日の21日前から報告日までの状況を記載

(4) 家きん糞・堆肥の処理・搬出

搬出先	運搬方法	搬出状況*
名称 所在地 TEL	名称等（委託の場合は連絡先）	

※ 搬出先ごとに初発日の21日前から報告日までの状況を記載



(5) 死亡家きんの処理・搬出

搬出先	運搬方法	搬出状況*
名称 所在地	名称等(委託の場合は連絡先)	

※ 搬出先ごとに初発日の21日前から報告日までの状況を記載

(6) 種卵の搬出先(過去21日間)

搬出先	運搬方法	搬出状況*
名称 所在地 TEL	名称等(委託の場合は連絡先)	

※ 搬出先ごとに初発日の21日前から報告日までの状況を記載

(7) その他

--

2 農場への指示事項

3 検査材料の採取(検体数)

気管スワブ、クロアカスワブ、血液、その他( )

4 その他参考となる情報

(1) NDワクチン接種歴、NDワクチンの種類

(2) 焼却場所、埋却地の確保状況

(3) 周辺農場戸数、羽数(3km、10km)

5 今後の検査スケジュール

遺伝子検査(コンベンショナル及びリアルタイムPCR検査)結果判明予定日時:

血清抗体検査結果判明予定日時:

ウイルス分離検査結果判明予定日時:

6 備考

(様式9)

第 号  
平成 年 月 日

各防疫対策連携県畜産主務課長 様

熊本県農林水産部生産経営局畜産課長

高病原性鳥インフルエンザを疑う事例について

このことについて、九州、沖縄、山口9県による家畜防疫対策連携に関する申し合わせに基づき、下記のとおり情報提供します。

記

- 1 農場の住所 農場：熊本県〇〇郡〇〇町  
緯度 32.232323 経度 135.98765
- 2 発生状況の概要
  - (1) 飼養状況
    - ①畜種：鶏
    - ②用途：〇用鶏
  - (2) 飼養頭羽数  
農場：〇〇, 〇〇〇羽
  - (3) 発生頭羽数  
農場：〇〇羽 (〇〇日齢)
- 3 主な臨床症状等  
死亡羽数の増加、外貌に著変なし  
簡易キット検査結果

死亡鶏	気管スワブ	〇/5 陽性
	クロアカスワブ	〇/5 陽性
生鶏	気管スワブ	〇/5 陽性
	クロアカスワブ	〇/5 陽性

(様式10)

移動制限の告示(案)

熊本県告示 号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第32条第1項ならびに熊本県家畜伝染病予防規則(昭和26年7月12日規則第21号)第2条の規定により、高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するため、家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ)及び病原体をひろげるおそれのある物品の移動を禁止し、又は制限する。

平成〇〇年〇月〇日

熊本県知事 ○ ○ ○ ○

1 禁止又は制限の内容

家きん及び高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品の移動を禁止し、又は制限する。

2 禁止又は制限の期間

平成〇〇年〇月〇日から当分の間

3 禁止又は制限の対象となる区域

(1) 移動を禁止する区域

〇〇市〇〇、△△市△△、□□市□□(▽▽、◇◇、☆☆)

××郡〇〇町、××郡△△町(▽▽、◇◇、☆☆)、・・・・・・・・

(2) 区域外への移出を制限する区域

4 禁止又は制限の対象となる家畜、その死体又は物品の種類

生きた家きん、死亡した家きん及び家きん卵、家きんの飼養管理に必要な器材又は飼料、排泄物等の高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品

5 その他

詳細については、家畜保健衛生所長の指示に従うこと。

(様式11)

第 号  
平成 年 月 日

各市町村長 様  
各農協長 様

熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部

高病原性（低病原性）鳥インフルエンザの発生について（通知）

○月○日○市○町において高病原性（低病原性）鳥インフルエンザが発生しました。この病気は、家きんの伝染病のなかで最も恐れられており、養鶏業界及び社会に与える影響は甚大です。また、極めて伝播力が強く、今後まん延のおそれがありますので、家きんを飼養しておられる方に対し、下記に示す病状や家畜伝染病予防法に基づく移動規制等の防疫措置について周知を図られるとともに、本病の防疫に御協力をお願いします。

1 発生状況

病名	発生日	畜種	飼養羽数	所有者	
				住所	氏名
高病原性鳥インフルエンザ	○月○日			○市○町○	

2 高病原性（低病原性）鳥インフルエンザの主な症状

- (1) 突然の死亡率の増加
  - (2) 呼吸器症状
  - (3) 顔面、肉冠、脚部の浮腫又は出血斑若しくはチアノーゼ
  - (4) 産卵率低下又は産卵停止
- (低病原性の場合、外見では発見しにくいとされています。高病原性への変異等の可能性があるため、高病原性鳥インフルエンザと同様の防疫措置を行います。)

3 防疫措置

(1) 防疫機構

- ア 熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部  
熊本市水前寺6丁目18番1号  
熊本県農林水産部農林水産政策課内 電話 096-383-1111
- イ ○○地域現地防疫対策本部  
○市○町○ ○○家畜保健衛生所 電話 ○○-○○○○  
○○地域支援対策本部  
○市○町○ ○○地域振興局 電話 ○○-○○○○

(2) 制限区域の設定

- ア 移動制限区域（発生農場から半径3km（1km）以内の区域）  
(ア) 生きた家きん、家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）、家きんの死体の移動を禁止する。

- (イ) 家きんの排泄物等、敷料、飼料、家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く。）等ウイルス伝播のおそれのある物品等の移動を禁止する。
- (ウ) 食鳥処理場（食肉加工場を除く）、GPセンター及びふ卵場の業務、品評会などの家きんを集合させる催物を停止する。
- イ 搬出制限区域（発生農場から半径10km（5km）以内の移動制限区域に外接する区域）
  - (ア) 生きた家きん、家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）、家きんの死体の区域外への移動を禁止する。
  - (イ) 家きんの排泄物等、敷料、飼料、家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く。）等ウイルス伝播のおそれのある物品等の区域外への移動を禁止する。
  - (ウ) 品評会など家きんを集合させる催物の開催を禁止する。

### (3) 消毒ポイントの設置

発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、車両消毒ポイントを設置する。畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も実施する。

### (4) 移動制限区域内の家きんの所有者が行うこと

- ア 家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。
- イ 農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。
- ウ 家きん舎の出入口、家きん舎周辺及び家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。
- エ 家きん舎内については、鳥インフルエンザウイルスに効果のある消毒薬を用いて消毒すること。
- オ 毎日の家きんの健康観察を徹底し、1日の家きんの死亡率が通常の2倍以上となっている場合又は5羽以上の家きんがまとまって死亡している場合（ただし、設備の故障、気温の急激な変化、災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情であることが明らかな場合を除く。）、家きんに高病原性鳥インフルエンザの症状を確認した場合など異状を確認した時は、直ちにその旨を報告すること。

(様式12)

## 家畜集合施設の開催等の制限の告示(案)

熊本県告示 号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第33条の規定により、家畜集合施設の開催等を次のように制限する。

平成〇〇年〇月〇日

熊本県知事 〇〇〇〇

### 1 目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため

2 移動制限区域(発生農場から半径3km以内の区域)内における食鳥処理場(食肉加工場を除く。)、GPセンター及びふ卵場の業務、品評会等の家きんを集合させる催物を停止する。

〇〇市、△△市、□□市

××郡 〇〇町、・・・・・・・・

△△郡 □□町、・・・・・・・・

3 搬出制限区域(発生農場から半径10km以内の移動制限区域に外接する区域)内における品評会等の家きんを集合させる催物の開催を禁止する。

〇〇市、△△市、□□市

××郡 〇〇町、・・・・・・・・

△△郡 □□町、・・・・・・・・

### 4 期間

平成〇〇年〇月〇日より当分の間

(様式13)

## 制限区域設定の通知

(文例)

家畜伝染病予防法（第32条）の規定により、平成 年 月 日から当分の間、次のとおり移動を制限します。

### 1 移動制限区域（発生地から半径3km以内の区域）

- (1) 生きた家きん、家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）、家きんの死体の移動を禁止します。
- (2) 家きんの排泄物等、敷料、飼料、家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く。）等ウイルス伝播のおそれのある物品の移動を禁止します。
- (3) 食鳥処理場（食肉加工場を除く）、GPセンター及びふ卵場の業務、品評会などの家きんを集合させる催物を停止します。

### 2 搬出制限区域（発生農場から半径10km以内の移動制限区域に外接する区域）

- (1) 生きた家きん、家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）、家きんの死体の区域外への移動を禁止します。
- (2) 家きんの排泄物等、敷料、飼料、家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く。）等ウイルス伝播のおそれのある物品の区域外への移動を禁止します。
- (3) 品評会など家きんを集合させる催物の開催を禁止します。

(様式14)

移動制限のお知らせ(案)

家畜伝染病予防法(第32条)の規定により、平成 年 月 日から当分の間、次のとおり移動を制限する。

1 移動制限区域(発生地から半径3km以内の区域)

〇〇市、××町、・・・・

生きた家きん、家きん卵(ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。)、家きんの死体、家きんの排泄物等、敷料、飼料、家きん飼養器具(農場以外からの移動は除く。)等ウイルス伝播のおそれのある物品の移動禁止。

2 搬出制限区域(発生農場から半径10km以内の移動制限区域に外接する区域)

□□市、△△町、・・・・

生きた家きん、家きん卵(ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。)、家きんの死体、家きんの排泄物等、敷料、飼料、家きん飼養器具(農場以外からの移動は除く。)等ウイルス伝播のおそれのある物品の区域外への移動禁止。

〇〇家畜保健衛生所長

鳥インフルエンザ現地防疫対策本部長



(様式15)

高病原性鳥インフルエンザ防疫のための家きん飼養者及び住民への放送用原稿（文例）

第 号  
平成 年 月 日

各市町村長 様

〇〇家畜保健衛生所長  
鳥インフルエンザ現地防疫対策本部長

高病原性鳥インフルエンザ防疫のための家きん等鳥類飼養者への広報  
について（依頼）

このことについて、高病原性鳥インフルエンザ防疫のための放送用原稿を送付しますので、家きん飼養者等への広報をよろしくお願いします。

高病原性鳥インフルエンザについて

〇月〇日、〇市、〇町において家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

この病気は、鳥インフルエンザウイルス感染による家きん（鶏、あひる、うすら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）を含む鳥類の疾病で、鶏、七面鳥などに高い死亡率を示す病気です。

この病気に感染した家きんは、家畜伝染病予防法により殺処分されます。

この防疫措置も、法律にもとづいて行うことになっていきますので、家きんを飼っている皆様は、次のことを十分守って高病原性鳥インフルエンザを防ぐために協力をお願いします。

- 1 〇日〇時〇分まで、〇町〇地区の通行を制限しますので、御協力をお願いします。
- 2 発生地から3km以内の〇市、〇町・・・は、移動制限区域として家きん及びウイルスをひろげるおそれのある全ての物品の移動が制限されました。
- 3 発生地から10km以内の搬出制限区域（移動制限区域以外で、発生時、移動制限を設定した区域）の〇市、〇町・・・では、生きた家きん等については、区域内での移動及び区域外から区域内への移動はできますが、区域外への移動はできません。

詳細につきましては、鳥インフルエンザ対策支援本部（〇〇地域振興局）にお問い合わせください。

電話番号は〇〇－〇〇〇〇です。

(様式16)

## 広報原稿

(文例)

(発生市町村)

町内の皆さん、こんにちは、〇〇地域鳥インフルエンザ支援対策本部の広報車です。  
〇月〇日、〇市〇の〇〇において高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

この病気は、鳥インフルエンザウイルス感染による家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)を含む鳥類の疾病で、鶏、七面鳥などに高い死亡率を示す病気です。

症状は、死亡率の増加の他、とさかの出血、顔の腫れ、足の出血などが見られることがあります。

鶏卵や鶏肉を食べることによりヒトに感染することは世界的にも報告はありません。

家きんを飼われている方は、家きんの観察を十分に行い、鶏舎への部外者の出入りを避け、鶏舎の消毒を行い、家きんの移動はしないでください。

異状がみられたら、速やかに〇〇家畜保健衛生所、役場、獣医師に連絡してください。

<電話番号> 〇〇家畜保健衛生所 〇〇-〇〇〇〇  
〇〇町役場 〇〇-〇〇〇〇です。

(移動制限区域) 下線部を次のように変更する。

家きんを飼われている方は、家きんの観察を十分に行い、鶏舎への部外者の出入りを避け、鶏舎の消毒を行ってください。

なお、町内(区域内)では、生きた家きん、家きん卵、家きんの死体、家きんの排泄物等、敷料、飼料、家きん飼養器具等の移動が禁止されました。

(搬出制限区域) 下線部を次のように変更する。

家きんを飼われている方は、家きんの観察を十分に行い、鶏舎への部外者の出入りを避け、鶏舎の消毒を行ってください。

なお、生きた家きん等病原体をひろげるおそれのある物品については、町内(区域内)での移動及び町外(区域外)から町内(区域内)への移動はできますが、町外(区域外)への搬出は禁止されました。

(文例)

高病原性鳥インフルエンザとは・・・・・・こんな病気（チラシ又は広報車）

- 1 病原体は、鳥インフルエンザウイルスで、鶏、あひる、うすら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥等多くの鳥類がかかる病気です。
- 2 症状は、死亡率の増加の他、とさかの出血、顔の腫れ、足の出血などが見られることがあります。
- 3 鳥から鳥へ直接感染するだけでなく、水、排せつ物でも感染します。
- 4 鶏卵や鶏肉を食べることによりヒトに感染することは世界的にも報告はありません。

鳥インフルエンザ支援対策本部  
(〇〇地域振興局内)  
電話 〇〇〇-〇〇〇〇  
鳥インフルエンザ現地防疫対策本部  
(〇〇家畜保健衛生所内)  
電話 〇〇〇-〇〇〇〇

(文例)

家きん飼養者の方々は、高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入を防ぐために、これだけは守りましょう（チラシ又は広報車）

- 1 発生農場周辺に設けられた通行制限区域には、絶対に立ち入らないこと。
- 2 発生農場周辺には消毒ポイントが設けられているので、車両タイヤの消毒を行うこと。
- 3 農場入り口に看板等を設置し、必要の無い者を農場に立ち入らせないこと。
- 4 農場専用の衣服及び長靴並びに家きん舎ごとの長靴を設置し、出入りする者に着用させること。
- 5 農場及び家きん舎等に、ねずみや野鳥等の野生動物が侵入しないよう必要な措置を講じること。
- 6 異常家きんを見つけたら、速やかに、〇〇家畜保健衛生所（電話〇〇-〇〇〇〇）に届け出ること。

(様式17)

## 消毒命令

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、次のとおり家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。）の所有者に対し、消毒の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条の規定により告示する。

### 1 実施の目的

熊本県内における高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するため。

### 2 実施する区域

次に掲げる区域内の全ての家きんの飼養施設

(1) 移動制限区域（発生農場から半径3km以内の区域）

(2) 搬出制限区域（発生農場から半径10km以内の移動制限区域に外接する区域）

### 3 実施の期日

平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日まで

### 4 消毒方法

逆性石けん等消毒薬又は消石灰を家きんの飼養施設内（鶏舎及び付帯施設並びにこれらの施設の外縁部）に散布する。

(様式18)

鳥インフルエンザ防疫作業事前調査票

調査日: 年 月 日  
報告者:  
連絡先:

調査者: ① ② ③ ④  
農家氏名: (第 農場)  
農家住所:  
連絡先: TEL/FAX 携帯No

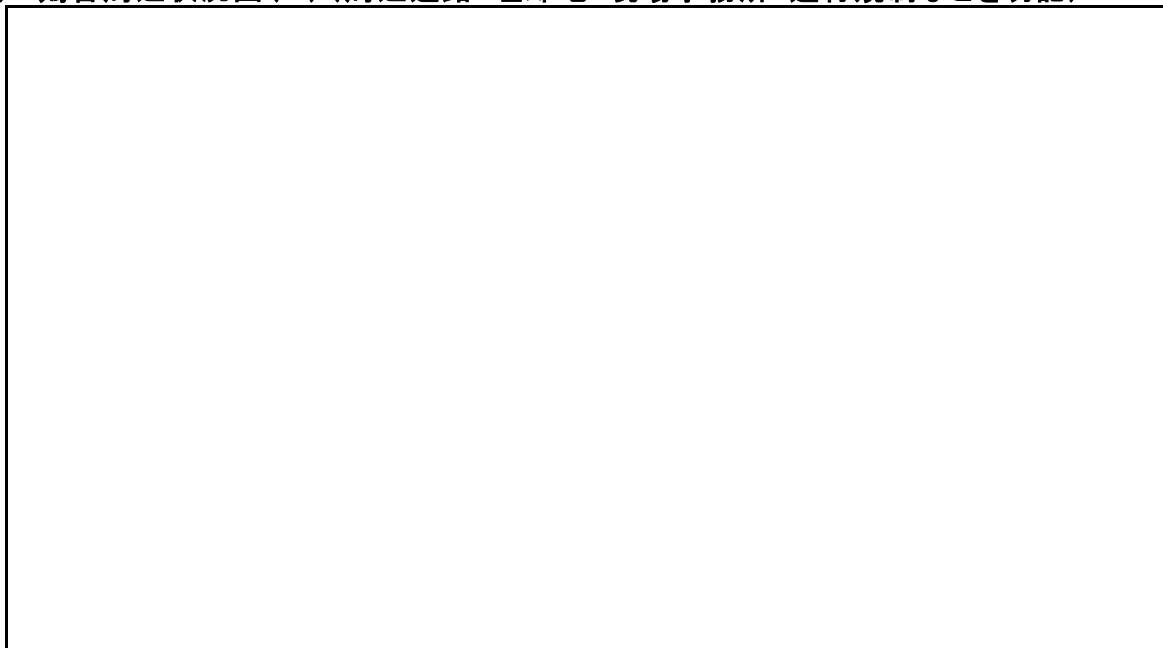
1 飼養形態 コマーシャル(採卵鶏・肉用鶏) or 種鶏(採卵鶏・肉用鶏)  
2 飼養羽数 幼雛(0~50日) 羽 その他 羽  
中雛(50~100日) 羽  
大雛(100~150日) 羽  
成鶏(150日以上) 羽 合計 羽

3 鶏舎等  
①規模 鶏舎 棟数: 棟 規模: m x m  
倉庫 棟数: 棟 規模: m x m  
堆肥舎 棟数: 棟 規模: m x m  
②飼養形態 平飼・ケージ飼・高床・ウインドレス  
③最小単位 1区画: 羽 1ゲージ当: 羽  
④ケージ 段数: 段 高さ: 段  
通路幅: m  
⑤飼料タンク 本数: 本 飼料残量: 約 トン  
⑥鶏卵状況 残量: 約 トン 集卵状況: 済 or 未  
⑦鶏糞状況 堆積法: 有・無 鶏舎: 約 m<sup>3</sup>  
堆肥舎: 約 m<sup>3</sup>  
⑧死亡鶏 集積: 済 or 未 重量: 約 kg

4 家族・従業員等  
①家族労働者 人( ) ②従業員 人( )

5 農場情報等

(1) 鶏舎周辺状況図(A)(周辺道路・埋却地・現場事務所・通行規制などを明記)



【確認事項】目隠し設置場所、消毒用動力噴霧設置場所、搬出箇所なども記載

(2) 鶏舎内の見取り図(B) 作業の動線(捕鳥、殺処分、搬出など)、水栓、電源の位置  
 鶏舎内の高さ、鶏舎出入り口の大きさ

【確認事項】給餌器、ファン等の操作盤の場所とスイッチレイアウト・操作方法

6 防疫措置に必要な班数及び人員(1クール目:0-8時間)

a 農場の鶏舎数

b1 1鶏舎を担当する班数

b2 1班が担当する鶏舎数

c bの班体制

d 自衛隊が担当する鶏舎数

鶏舎
班
鶏舎
班
鶏舎

} どちらかを記入

防疫情報の人員を増減 必要なし ・ 必要 ( 増 ・ 減 )

増減の理由

7 防疫措置に必要な重機関係

※必ず農場所有重機を確認すること。

- スキッドステアローダー (大: 台、中: 台、小: 台)(うち農家所有 台)
- ホイールローダー (大: 台、中: 台、小: 台)(うち農家所有 台)
- フォークリフト(鶏糞搬出用) 台 (うち農家所有 台)
- フォークリフト(資材用) 台 (うち農家所有 台)
- ダンパー 特装 4t: 台、2t: 台(うち農家所有 台)
- 平型 4t: 台、2t: 台(うち農家所有 台)
- その他の車両( ) 台
- 動力噴霧機・タンク: セット 汲み上げホース付き 台
- 軽トラ・動噴セット: 台 タンク 台(うち農家所有 台)
- 消石灰 袋/20kg パコマ 個/18L
- 投光器 台

**8 殺処分資材(必要数)**

<input type="checkbox"/> 炭酸ガスポンプ	本	<input type="checkbox"/> フレコンバック(死鳥)	枚
<input type="checkbox"/> スノーホーン	個	<input type="checkbox"/> フレコンバック(飼料)	枚
<input type="checkbox"/> ガス交換用スパナ	個	<input type="checkbox"/> フレコンバック(堆肥)	枚
<input type="checkbox"/> 90Lポリバケツ(ペール)	個	<input type="checkbox"/> コンパネ	枚
<input type="checkbox"/> 台車	台	<input type="checkbox"/> 農業用ビニール	枚
<input type="checkbox"/> ゴミ袋(枚)300枚/箱	箱	<input type="checkbox"/> ロープ	巻
<input type="checkbox"/> 結束バンド	個	<input type="checkbox"/> ブルーシート(農場内)	枚

- (1) **特記事項** 目隠しシート ( 要 ・ 不要 )      通行止め ( 要 ・ 不要 )  
 三角コーン ( 要 ・ 不要 )      消毒薬埋却経路散水( 要 ・ 不要 )

(2) **評価**

<input type="checkbox"/> 評価台帳	<input type="checkbox"/> 座版	<input type="checkbox"/> ボールペン	<input type="checkbox"/> カメラ
-------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	------------------------------

(3) **清掃・消毒**

<input type="checkbox"/> 竹ぼうき	本	<input type="checkbox"/> 角スコップ	本	<input type="checkbox"/> 一輪車	台
<input type="checkbox"/> ヘラ	本	<input type="checkbox"/> 投光器(ホンホリ)	台		

**9 埋却及び焼却**

埋却地有: \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> (ゼンリン P)      農場からの距離: \_\_\_\_\_ m  
 取付道路幅: \_\_\_\_\_ m

埋却地無: 代替案( 焼却 、 発酵 、 その他 )

(1) **埋却処理**

選定条件: 発生農場の敷地内又は隣接地等とし、以下の条件を満たすこと

- 人家、飲料水(井戸水)、河川及び道路に接近しない
- 普段、人及び家畜が接近しない
- 水源への影響がない
- 最低4m程度の掘削が可能であること
- 埋却後3年以上の掘削、洪水、崩落の可能性が無いこと
- 機械(特に重機)、資材の搬入が容易であること

**ア 重機関係(必要数)**

※必ず農場所有重機を確認すること。

<input type="checkbox"/> バックホー ( _____ m <sup>2</sup> )	台	(うち農家所有 _____ 台)
<input type="checkbox"/> その他		

**イ 埋却資材関係(必要数)**

<input type="checkbox"/> 埋却用ブルーシート(20m×20m)	枚	<input type="checkbox"/> 木杭	本
<input type="checkbox"/> ハンマー(かけや)	本	<input type="checkbox"/> ロープ	本
<input type="checkbox"/> 消石灰 500kg/袋	袋	20kg/袋	袋

(2) 焼却処理

ア 焼却処理方法

焼却施設 (名称: \_\_\_\_\_)

移動式焼却炉 (設置場所: \_\_\_\_\_)

農場からの距離: \_\_\_\_\_ m

取付道路幅: \_\_\_\_\_ m

イ 重機関係(必要数)

※必ず農場所有重機を確認すること。

バックホー ( \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>) 台 (うち農家所有 \_\_\_\_\_ 台)

ラフタークレーン 台

その他

ウ 資材関係(必要数)

副資材 kg  物見台 台

軽油 給油車による  鉄板 枚

プロパンガス 台  鉄箱 個

ガストーチ 個  天蓋 枚

砂 m<sup>3</sup>

<参考>

①殺処分	
■ 炭酸ガスボンベ	700羽/本
■ スノーホーン	4個/10,000羽、20個/100,000羽
■ 90Lポリバケツ(ペール)	10個/10,000羽、100個/100,000羽
②埋却(注意する機材)	
■ スキッドステアローダー	(ブロイラー堆積床の場合は複数台)
■ ダンプ	(埋却地への堆肥等運搬用)
■ コンパネ	(ブロイラー堆積床での台車通路、雨天時の足場確保のため)
■ 重機・ダンプ足場用鉄板	(雨天時の足場確保)
■ 予備燃料	(ガソリン・軽油・灯油)
③清掃・消毒	
■ 消石灰 鶏舎内外	20m <sup>2</sup> /袋
■ 動力噴霧器	20L/1坪(3.3m <sup>2</sup> )



(様式19)

### 搬出資材一覧表

搬出日時：                  月        日                  時

トラックNO (                                  )                  担当者：                  (                                  )

整理番号	資材名	単位	数量	最終仕向先	備考
確認者	場 所	確認日時		氏 名	班 名
	支援センター	月	日	時	
	現場事務所	月	日	時	
	消毒ポイント	月	日	時	

(様式20)

## 発生の表示

黒色と黄色のテープを発生地の入口に張り、下記の紙を表示する。

黄 ↓	黒 ↓	A4版の耐水性用紙を使用する。
■	■	■
<b>家畜伝染病</b> <b>高病原性鳥インフルエンザ</b> 発生のため、御協力を お願いします。		
場所 平成 年 月 日		
熊 本 県		



(様式21)

## 立入禁止の掲示

黒色と黄色のテープを発生地の入口に張り、下記の紙を掲示する。

黄  
↓  
黒  
↓

A4版の耐水性用紙を使用する。

	
<h1>家畜伝染病</h1> <h2>高病原性鳥インフルエンザ</h2> <p>発生のため、関係者以外の立入を禁止します。</p> <p>用件のある方は、防疫対策本部までお問い合わせ下さい。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>高病原性鳥インフルエンザ 防疫対策本部</p> <p>TEL</p> <p>熊 本 県</p>	

(様式22)

発生農家等の防疫措置状況

発生No.

1 飼養者の住所氏名：

(電話番号 )

2 鶏舎の所在場所：

3 届出者、届出月日：

4 現地立入実施者：

5 病性鑑定材料送付：送付材料 送付月日

6 病性鑑定成績：

7 病性決定月日：

8 推定発生原因：

9 診断書作成者：

10 現地防疫措置担当者氏名：

11 殺処分の指示月日

12 殺処分、汚染物品処理

(1) 殺処分、焼埋却：

畜種・用途	飼育羽数	と殺羽数	病変羽数	処理方法	処理月日	備考

(2) 汚染物品焼埋却：

物品名	数量	処理方法	処理月日	備考

(3) 評価人氏名：

(4) 評価額：家きん 円 物品 円

13 消毒完了日：

14 再消毒指示月日：

15 手当金等申請：

申請月日： 月 日

・殺処分疑似患畜： 円 ・汚染物品： 円

・焼却、埋却費： 円

16 その他特記事項：

(様式23)

### 死亡・殺処分記録簿

平成 年 月 日  
担当者： ○○ ○○

鶏舎No	鶏群No	処分袋数		羽数		処理担当者	記録者
		死亡	殺処分	死亡	殺処分		

殺処分疑似患畜評価書

所有者		農場		畜種	性別	日齢	品種	と殺指示日	評価月日	と殺月日	動物の評価額(円)			死体利用評価額(円)	差引評価額(円)
住所	氏名	農場名	住所								甲	乙	丙		
熊本県○○○-○○○	○○○○	○○	熊本県○○○-○	鶏	雄雌	○○日齢									

- 1 生体評価算出の基礎
- ・評価額⑩=1羽あたりの評価額⑤×処分羽数②
  - ・1羽当たりの評価額⑨=養鶏の導入価格③+肥育経費⑧(1日当たりの生産費⑦×飼養日数①)
  - ・1日当たりの生産費⑦=飼料費/羽/日④+薬品費/羽/日⑤+人件費等⑥

No.	農場	鶏舎	飼養日数①	処分羽数②	導入価格③	生産費(円/羽/日)			肥育経費⑧	評価額/羽⑨	評価額⑩
						飼料費④	薬品費⑤	人件費等⑥			
1		1号									
		2号									
		3号									
		4号									
		5号									
	計										

- 2 患畜の死体を利用しない理由
- ・食衛生法第9条に基づき食用として利用できない。
  - ・病原体の数値、まん延のおそれがあるため、化製処理による加工用原材料としても利用できない。

上記のとおり評価します。平成 年 月 日

評価人

甲 家畜防疫員 〇〇〇〇 (氏名) 〇〇〇〇

乙 地方公務員 〇〇〇〇 〇〇〇〇

丙 畜産経験者 〇〇〇〇 〇〇〇〇

## 汚染物品評価書

所有者		農場		物品名 (詳細は別紙)	埋却 指示日	評価 月日	埋却 実施日	物品の評価額(円)			
住所	氏名	農場名	住所					甲	乙	丙	平均
熊本県○○○-○	○○○○○	○○農場	熊本県○○○-○	飼料	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日				
				薬品	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日				

合計

- 1 汚染物品(飼料)評価算出の基礎  
 ・汚染飼料評価額④=税込飼料単価②×汚染飼料量③

No	農場	飼料名	飼料単価①	税込飼料単価②	汚染飼料量(t)③	汚染飼料評価額④ ②×③
合計						

- 2 汚染物品(薬品)評価算出の基礎  
 ・汚染薬品評価額④=税込薬品単価②×汚染薬品量③

No	農場名	薬品名	薬品単価①	税込薬品単価②	汚染薬品量(t)③	汚染薬品評価額④ ②×③
合計						

上記のとおり評価します。

平成 年 月 日

評個人      甲      乙      丙

家畜防疫員  
地方公務員  
畜産経験者

(所屬 役職)      (氏名)

○○○○      ○○○○  
 ○○○○      ○○○○  
 ○○○○      ○○○○

(様式25)  
様式第9号 (第6条関係)

## 動物評価意見具申書

平成 年 月 日

農林水産大臣 様

熊本県知事 〇〇〇〇

印

家畜伝染病予防法第58条第4項の規定に基づき、下記のとおり意見を具申する。

記

番号	動物の種類等	殺命令日 評価月日 殺(死亡)月日	性別 及び 日齢	品種	用役	体重	動物の 評価額	手当金 基準額	死体の利用 評価額	差引 手当額	所有者	
											住所	氏名
( 高病原性鳥インフルエンザ ) (法第58条第1項第3号)												
1	鶏 (疑似患者)	平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日	雄雌 〇〇 〇〇日齢	〇〇	〇用	〇〇.〇kg	円	円	円	円	熊本県〇〇〇-〇	〇〇〇〇
小 計				羽			円	円	0円	円	円	動物の評価額 死体の利用評価額 差引手当額
( 高病原性鳥インフルエンザ ) (法第58条第2項第2号)												
1	鶏 (疑似患者)	平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日	雄雌 〇〇 〇〇日齢	〇〇	〇用	〇〇.〇kg	円	円	円	円	熊本県〇〇〇-〇	〇〇〇〇
小 計				108,761羽			円	円	円	円	円	動物の評価額 死体の利用評価額 差引手当額
計									円	円		

- (注) 1 番号は、動物の種類別及び家畜伝染病別に毎年4月1日から翌年3月31日までの一連番号によって動物各個に付し、末尾番号の次に小計欄を設けること。  
 2 動物の評価額が一般市場価格に比して特に高額であるとき又は死体の利用評価額が一般市場の死体評価額に比して特に低額であるときは、その理由を付記すること。  
 3 動物の評価額及び死体の利用評価額については、それらの算定根拠を記載した資料を添付すること。



(様式26)

# 鶏評価記録野帳

農場名：

評価人氏名：

平成 年 月 日

No.	鶏舎番号	鶏種	導入日	月齢	導入羽数	体重	写真撮影 (チェック)	殺処分羽数	死亡羽数
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

※ 鶏舎毎に飼養鶏種、月齢、導入日齢、導入羽数を確認する。  
家さんの評価額算定の参考とするため、と殺の対象となる代表的な個体について、体格がわかるように月齢毎、鶏舎毎に区分して体重を測定し、写真を撮影する。

(様式27)  
様式第11号 (第6条関係)

## 物品評価意見具申書

平成 年 月 日

農林水産大臣 様

熊本県知事 〇〇〇〇

印

家畜伝染病予防法第58条第4項の規定に基づき、下記のとおり意見を具申する。

記

番号	物品名	患者又は疑似患者の発生月日	物品評価額	手当額	所有者		担当 家畜防疫員 氏名
					住所	氏名	
(高病原性鳥インフルエンザ) (法第58条第1項第5号)							
2	飼料		円	円	熊本県〇〇〇-〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
3	薬品		円	円	熊本県〇〇〇-〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
	(小計)		円	円			
(高病原性鳥インフルエンザ) (法第58条第2項第3号)							
2	飼料		円	円	熊本県〇〇〇-〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
3	薬品		円	円	熊本県〇〇〇-〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
	(小計)		円	円			
	計			円			

- (注) 1 番号は、動物の種類別及び家畜伝染病別に毎年4月1日から翌年3月31日までの一連番号によって動物各個に付し、末尾番号の次に小計欄を設けること。  
 2 動物の評価額が一般市場価格に比して特に高額であるとき又は死体の利用評価額が一般市場の死体評価額に比して特に低額であるときは、その理由を付記すること。  
 3 動物の評価額及び死体の利用評価額については、それらの算定根拠を記載した資料を添付すること。

(様式28)

# 汚染物品評価記録野帳

農場名:

評価人氏名:

平成 年 月 日

No.	鶏舎 番号等	物品名	数量	写真 撮影 (チェック)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 鶏舎毎、汚染物品毎に物品名、数量を確認する。  
物品の評価額算定の参考とするため、物品名、数量等がわかる写真を撮影する。

(様式29)

畜第 号  
平成 年 月 日

〇〇〇〇 様

熊本県知事 〇〇〇〇 印

評価人依頼書

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第58条第5項及び同法施行規則第62条の規定により、あなたを下記の鶏および物品の評価人として依頼します。

記

- 1 家畜伝染病の種類 高病原性鳥インフルエンザ
- 2 家畜の種類 鶏
- 3 発生場所 熊本県〇〇〇〇
- 4 発生年月日 平成 年 月 日

(様式30)

様式第1号(第3条関係)

# へい殺畜等手当金等交付申請書

平成 年 月 日

農林水産大臣 様

住所 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1  
氏名 熊本県農林水産部生産局畜産課 〇〇 〇〇 〇〇

へい殺畜等手当金等交付規程第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

番号	病名	家畜の種類 又は物品名	手当金申請額	特別手当金申請額	焼却埋却費交付金申請額	合計額	備考
			(法第58条第1項)	(法第58条第2項)	(法第59条)		
1	高病原性鳥インフルエンザ (疑似患畜)	鶏	円	円	円	円	
2	高病原性鳥インフルエンザ (疑似患畜)	飼料	円	円	円	円	
3	高病原性鳥インフルエンザ (疑似患畜)	薬品	円	円	円	円	
計			円	円	円	円	

(注) 1 申請者が代理人である場合には、手当金等又は焼却埋却費交付金の交付の申請及び受領に関する権限の委任状を申請書に添付すること。

2 同一の動物の種類又は物品については、番号欄に様式第3号、様式第5号、様式第7号から様式第11号まで、様式第13号及び様式第14号の番号と同一の番号を付すこと。

3 死流産胎児に係る手当金の交付の申請に際しては、病名欄に死流産の原因となった検査、注射、薬浴、投薬の別を記載すること。

4 手当金の交付を申請しない場合には、番号欄に死流産の原因となつた検査、注射、薬浴、投薬の別を記載すること。  
5 既に手当金等の概算払及び焼却埋却費交付金の交付を受けた場合には、焼却埋却費交付金申請額欄に斜線を付すこと。

5 既に手当金等の概算払及び焼却埋却費交付金の交付を受けた場合には、焼却埋却費交付金申請額欄に斜線を付すこと。

手当金等交付一覧表

熊本県

番号	申請額		申請月日	交付者		備考
	手当金等	補償金等		住所	氏名	
1	円	円	平成 年 月 日	熊本県〇〇〇-〇	〇〇〇〇	
2	円	円	平成 年 月 日	熊本県〇〇〇-〇	〇〇〇〇	
3	円	円	平成 年 月 日	熊本県〇〇〇-〇	〇〇〇〇	
計	円	円				

# 焼却（埋却）報告書

平成 年 月 日

熊本県〇〇家畜保健衛生所長

平成 年 月 日に発生した高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜及び汚染物品は、下記のとおり埋却したことを報告します。

## 記

評価番号	家畜の種類等	病名	羽数・物品数	殺年月日		埋却場所	摘要
				埋却年月日	埋却年月日		
1	鶏	高病原性鳥インフルエンザ (疑似患畜)	羽	平成 年 月 日	熊本県〇〇〇-〇	埋却施設	埋却
				平成 年 月 日	〇〇〇〇		
2	飼料	高病原性鳥インフルエンザ (疑似患畜)	t	平成 年 月 日	熊本県〇〇〇-〇	〇〇〇〇	埋却
				平成 年 月 日	〇〇〇〇		
3	薬品	高病原性鳥インフルエンザ (疑似患畜)	〇品目〇個	平成 年 月 日	熊本県〇〇〇-〇	〇〇〇〇	埋却
				平成 年 月 日	〇〇〇〇		

(様式33)

委 任 状

今般 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県農林水産部生産局畜産課 ○○  
○○ を代理人と定め家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定による手当金の  
申請に関する一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

住所 熊本県○○○—○

氏名 ○○ ○○ 印



(様式34)

請 求 書

金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

住 所 熊本県〇〇〇-〇

氏 名 〇〇〇〇 印

官署支出官 会計管理者 様

支  
出  
目  
的

家畜伝染病予防法第58条に基づく手当金

内 訳

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う殺処分鶏の手当金

円

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う処分汚染物品の手当金

円

合計 円

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

職氏名 畜産課長 〇〇〇〇 印

官署支出官 様

住所 熊本県〇〇〇—〇

氏名 〇〇 〇〇 印

手当金の指定銀行振込について

このことについて、下記のとおり依頼しますのでよろしくお取り計らい願います。

記

- 1 銀行名
  
- 2 預金の種類及び口座番号  
普通
  
- 3 口座名

(様式35)

## と 殺 指 示 書

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇 様

〇〇家畜保健衛生所  
家畜防疫員〇〇〇〇 印

あなたが所有する（管理する）次の家きんは、高病原性鳥インフルエンザの患畜（疑似患畜）と判定されましたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示します。

家きんの所在する場所

家きんの種類、羽数

### 記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と殺の方法
- 3 その他

(備考)

- 1 この指示については行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家きんについては、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金が交付されます。  
ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

(様式36)

食鳥関係事業者の皆様へ

平成 年 月 日に、〇〇町の〇〇（採卵、肉用等を記載）鶏農家で「高病原性鳥インフルエンザ」の疑似患畜の鶏が確認されました。

「高病原性鳥インフルエンザ」は、ウイルスにより伝染する病気で、鶏の他あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥などの家きんが感染します。

これらの家きんが感染すると高い死亡率を示す本病は、法定伝染病に指定されており、これまで我が国では、発生国からの鶏肉等の輸入を禁止するなど厳重な防疫体制をとってきたところです。

すでに、発生農場の鶏を全羽殺処分するとともに卵等も適正に処分され、周辺地域の農場への立入検査も実施して異状の有無を確認するなど、関係機関一体となってまん延防止対策に努めております。

そのため、現在供給されている鶏卵、鶏肉については安全であることは言うまでもありません。また、わが国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ（ウイルス）がヒトに感染する可能性は、以下の理由から、ないと考えられています。

- ・ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること

さらに我が国においては、鶏卵は卵選別包装施設（GPセンター）、鶏肉は食鳥処理場において、安全のための措置が講じられています。

皆様の事業所におかれましても、車両消毒等の徹底及び消費者の皆様へ、是非正しい情報を御提供くださるよう重ねてお願い申し上げます。

平成 年 月 日

熊 本 県

(様式37)

(例)

平成 年 月 日

熊本県〇〇家畜保健衛生所長 様

住所  
氏名

高病原性インフルエンザに伴う搬出制限区域内の家きんの搬出制限の例外に伴う協議について

このことについて、〇月〇〇日に家畜伝染病予防法第31条に基づき下記1の農場及びふ化場が搬出制限区域内に指定されましたが、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針第9の5の(3)に基づき移動制限の対象外を協議します。

#### 記

- 1 農場及びふ化場名
- 2 措置内容
  - ひなを出荷する場合には、次のア～オの措置を講ずる。
  - ア 密閉車両を用いる。
  - イ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
  - ウ 消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
  - エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
  - オ 移動経過を記録する。
- 3 出荷先  
別紙
- 4 輸送経路  
別紙

(様式38)

道路占用 許可申請 (協議)書

新規	変更	第 号		
		平成	年	月 日

平成 年 月 日

様

〒 862-8570

住所 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

氏名 熊本県知事 ○○○○

担当者 □□□□

TEL ○○○-○○○-○○○○

道路法第32条第1項(第32条第3項、第35条)の規定により許可を申請(協議)します。

占用の目的	消毒ポイント施設設置のため(○○○○の防疫に伴う車両消毒のため)		
占用の目的場所	路線名		車道・歩道・その他
	場所		
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	平成 年 月 日から	日間	占用物件 の構造
	平成 年 月 日まで		
工事の期間	平成 年 月 日から	日間	工事实施 の方法
	平成 年 月 日まで		
道路の復旧方法	原形復旧	添付書類	位置図、平断面図 現地写真等
備考			

(様式39)

平成 年 月 日

〇〇〇 様

申請者

住所 〒

熊本県

氏名 熊本県〇〇広域本部

〇〇地域振興局長 〇〇〇

道路占用料免除申請について

この度、下記の物件を道路にて占用するにあたり、道路占用の許可申請をしております。

つきましては、道路占用料金について、〇〇市市道占用料徴収条例第3条の規定により、免税の申請をいたしますので、よろしく申し上げます。

記

1 占用物件

2 数量

(様式40)

別記様式第六(第十条関係)

# 道路使用許可申請書

平成 年 月 日

〇〇 警察署長 殿

住所 熊本県

申請者 氏名 熊本県〇〇広域本部〇〇地域振興局長

〇〇 〇〇 印

電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(携帯電話 )

道路使用の目的	消毒ポイント施設設置のため (〇〇〇〇の防疫に伴う車両消毒のため)				
場所又は区間	号線 ( 地内)				
期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日までの				
	終日の間				
方法又は形態					
添付書類	位置図、平面図、道路台帳				
現 任 場 所 責 任 者 氏 名	住 所		電 話		
	氏 名		携 帯		
<p>第 号</p> <h2>道路使用許可証</h2> <p>上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">条件</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〇〇 警察署長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>				条件	
条件					

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
- 4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



(様式41)

道路工事届

平成 年 月 日

〇〇〇 様

熊本県〇〇広域本部

〇〇地域振興局長 〇〇〇

〇〇〇 で発生している家畜伝染病（ ）の熊本県へのまん延防止のため、  
〇〇〇〇と△△△△を結ぶ道路に消毒剤を散布したので、下記のとおり工事届けいたします。

記

- 1 路線名
- 2 場 所
- 3 案内看板設置場所
- 4 散布薬剤等
- 5 期間
- 6 連絡先

熊本県〇〇広域本部〇〇地域振興局農林（水産）部農業普及・振興課

電話 担当

(様式 4 2)

道路通行止申請書

平成 年 月 日

〇〇〇〇 様

住所 熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8 - 1

氏名 熊本県知事

次のとおり通行止をしたいので、関係書類を添えて申請します。

路 線 名			
場 所			
内 容			
契 約 工 事 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	工 事 着手日	平成 年 月 日
日 時	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 日間		
目 的 工事方法の 概 要			
工事の許可 年 月 日	平成 年 月 日 第 号		
安全確保の ための措置	道路工事保安設置基準 (A-1、A-2、A-3、A-4、 B-1、B-2、C-1、C-2、D-1、D-2、E、 F-1、F-2、F-3、G) 起終点及び必要箇所に標識、バリケード及び赤色灯を設置し、 必要に応じて誘導員等を配置する。		
工事責任者 及び連絡先	発注者： 受注者：		
添 付 書 類			

(様式43)

## 車両消毒確認書

車両No.		会社名	
-------	--	-----	--

車両消毒実施日時				消毒場所・済印	
平成	年	月	日		
		時	分		
平成	年	月	日		
		時	分		
平成	年	月	日		
		時	分		
平成	年	月	日		
		時	分		
平成	年	月	日		
		時	分		

(様式44)

## 車両消毒台数報告書

消毒ポイント【 ( ) 時～( ) 時 実施年月日：平成 年 月 日 】

担当時間 ( ) 時～( ) 時 実施担当者 ( )

実施番号	実施時間	会社名 (車体へ明記されている場合のみ)	運転者氏名 名字、カタカナ可	車両番号	積み荷の内容等
				熊本 宮崎 鹿児島	鶏生体・鶏卵・鶏飼料・その他( )
				熊本 宮崎 鹿児島	鶏生体・鶏卵・鶏飼料・その他( )
				熊本 宮崎 鹿児島	鶏生体・鶏卵・鶏飼料・その他( )
				熊本 宮崎 鹿児島	鶏生体・鶏卵・鶏飼料・その他( )
				熊本 宮崎 鹿児島	鶏生体・鶏卵・鶏飼料・その他( )
				熊本 宮崎 鹿児島	鶏生体・鶏卵・鶏飼料・その他( )
				熊本 宮崎 鹿児島	鶏生体・鶏卵・鶏飼料・その他( )
				熊本 宮崎 鹿児島	鶏生体・鶏卵・鶏飼料・その他( )
				熊本 宮崎 鹿児島	鶏生体・鶏卵・鶏飼料・その他( )
例	19:15	〇〇運輸	クマモト	熊本 宮崎 鹿児島 52 あ 12 - 34	鶏生体・鶏卵・鶏飼料・その他( )

(様式 4 5)

## 消毒実施状況

(消毒ポイント名 )

日 時	平成 年 月 日 時 分 から
	平成 年 月 日 時 分 まで
作業員 氏 名	
交通誘導員	
* 消耗品の発注 (薬液等依頼後に記入)	
* 消毒槽の管理 ・ 薬液の使用量 (投入時間・投入量を記入)	
* クレーム、要望等 あり ・ なし	
* 消毒ポイントの巡視状況 (日時、氏名、異常の有・無を記入)	
・ 状況写真撮影時間 月 日 時 分	
* その他特記事項	

(様式 4 6)

追跡調査表 (報告書)

熊本県 家畜保健衛生所  
家畜防疫員 ○○ ○○

1 検査月日時 平成 年 月 日 時

2 所有者住所  
(畜舎の所在)  
所有者氏名

3 追跡の理由 (発生 No. に関連した)

4 調査羽数

	飼養 羽数	異常の有無		備考
		外貌	群の死亡率等	
成鶏				
雛				
卵				
その他の 家きん				
その他の物品				
計				

5 調査所見

6 講じた措置 (隔離の指示等)

7 その他 (家きん舎の位置、構造)



(様式48)

発生場所へ出入した人の行動表

平成 年 月 日  
家畜防疫員 ○○ ○○

氏名 職種	目的・用務	家畜飼養 の有無	その後の行動	追跡調査 必要の有無	備考



(様式 49)

発生場所からの家きん等及び物品の移動状況調べ

平成 年 月 日  
家畜防疫員 ○○ ○○

日時	家きん等物品	羽数数量	移出入先		運搬方法	追跡調査 必要の有無	備考
			氏名	場所			

(様式50)

追跡班編成表

班長  
班員

平成 年 月 日

場所・地域名	担当者名	分担事務	備考

(様式 5 1)

### 死亡家きん確認報告

〇〇 家畜保健衛生所 御中

住所  
氏名

平成 年 月分

		内 容	備 考
第 週	日 〽	飼養羽数 羽	
	日	死亡羽数 羽	
第 週	日 〽	飼養羽数 羽	
	日	死亡羽数 羽	
第 週	日 〽	飼養羽数 羽	
	日	死亡羽数 羽	
第 週	日 〽	飼養羽数 羽	
	日	死亡羽数 羽	

- ※ 1 飼養羽数の備考欄には、月又は週ごとの産卵率の低下等の健康状態における異状、防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の異状等を記載すること。
- ※ 2 死亡羽数の備考欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。

(様式52)

立入検査台帳

平成 年 月 日 実施者

飼養者名簿		住所						
		T E L						
		F A X						
総飼養羽数	種類	成鶏	育成鶏	幼鶏	日齢	飼養目的	鶏舎規模	飼養形態
		羽	羽	羽	日	卵・肉	棟	ウインドレス・開放
					日	展示・愛玩		平飼い
					日	他 ( )	箇所	その他
導入元 (系列)		連絡先						
羽数	羽/回	日齢	日・週	回数	回/年			
出荷	出荷契約先 処理場 出荷量 オールイン・オールアウト				廃鶏出荷先 日齢			
衛生 対策 状況	清掃・消毒状況(薬品名など) 踏込消毒槽 (無・有) ( ) 野鳥対策				担当獣医師 飼料購入先 飼料名			
周辺 環境	池沼等の有無 野鳥の飛来状況							
備考								
異常鶏の有無 (症状)								

(様式53)

鳥インフルエンザ立入検査集計表

【 月 日～ 月 日分】

月日	区分	市町村名		市町村名		市町村名		市町村名		市町村名		市町村名		計	
		戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数
月日	レイヤー													0	0
	ブローラー													0	0
月日	教育関係													0	0
	その他( )													0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月日	レイヤー													0	0
	ブローラー													0	0
月日	教育関係													0	0
	その他( )													0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月日	レイヤー													0	0
	ブローラー													0	0
月日	教育関係													0	0
	その他( )													0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月日	レイヤー													0	0
	ブローラー													0	0
月日	教育関係													0	0
	その他( )													0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月日	レイヤー													0	0
	ブローラー													0	0
月日	教育関係													0	0
	その他( )													0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村合計	レイヤー													0	0
	ブローラー													0	0
市町村合計	教育関係													0	0
	その他( )													0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(様式54)

鳥インフルエンザ（発生状況・清浄性確認検査・制限の例外規定による遺伝子検査）検査採材野帳

採材月日： 月 日 班  
 班名：  
 防疫員名：

農家 番号	市町村	農場名	区分	品種	日齢	採材鶏舎数 ／全鶏舎数	鶏舎名 番号	検体番号			その他
								血清	クロアスワフ	気管スワフ	
1						／					
2						／					
3						／					
4						／					
5						／					
6						／					
7						／					
8						／					
9						／					
10						／					
計						／					

記入例 A班

農家 番号	市町村	農場名	区分	品種	日齢	採材鶏舎数 ／全鶏舎数	鶏舎名 番号	検体番号			その他
								血清	クロアスワフ	気管スワフ	
1			ブローラー			2	A	A-1-a-1~5	A-1-A-C1	A-1-A-T1	
2			レイヤー			2	3	A-1-3-1~5	A-A-3-C2	A-1-3-T1	